

診察券・医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの 一体化に係る医療機関・薬局システム事業者向け説明会

マイナンバーカード1枚で医療機関・薬局を受診できる環境整備に向けて

デジタル庁 国民向けサービスG（健康・医療・介護班）

【お問い合わせ】

- ・ メールアドレス : medical.2@digital.go.jp
pmh_research@accenture.com

本日の内容

1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について

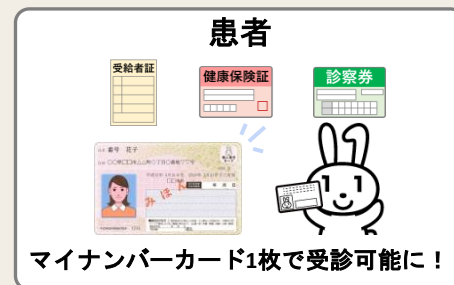
本日の内容

1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について

マイナンバーカード1枚で受診できる環境整備に向けて 実現したいこと

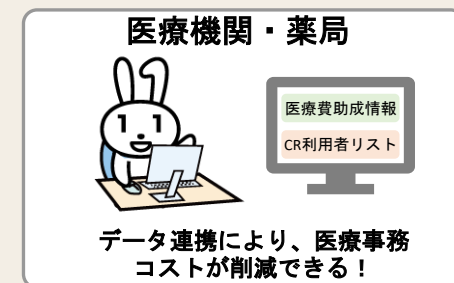
✓ 患者はマイナンバーカードで自動受付！

- ・ 保険証・受給者証・診察券をカード1枚で受付可能
- ・ 再来受付機で資格確認もワンストップで実施



✓ 受付の自動化により医療機関・薬局の事務負担軽減！

- ・ 保険証・受給者証・診察券の手入力がなくなることで負担軽減
- ・ 自動連携を進めることで、目視・手動確認の機会が減少



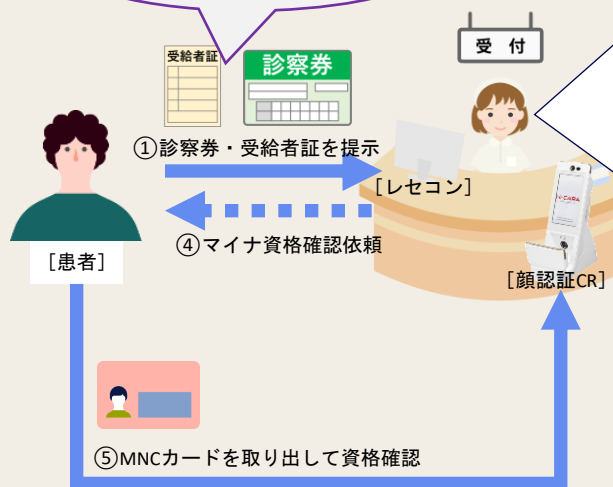
12月のマイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて
是非、早期のシステム改修、医療機関・薬局への実装をお願いしたい

クリニック等での受付処理のイメージ

再来受付機がない場合

現状

顔認証CRの操作をした上に、
受付職員への提示が必要



マイナンバーカードを利用して、
診察券番号は手入力が必要...

【職員業務の例】

② 患者情報検索

患者情報検索	
診察券番号	
保険者番号	

③ 患者情報確認

登録済み患者情報	
保険者番号	12340001
記号	21000011
番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ

受給者証の人は
画面の情報と紙の証を
目検で比較

提供される資格情報に前回
から変更がないのに確認ア
ラートが生じている...

⑥ 顔認証CRによる資格確認結果の確認

時刻	患者コード	氏名	性別	受付状態
9:25	3330003	資格 一郎	男	未
9:15	2030001	マイナ 次郎	男	受付済
9:07	1000007	オン資格 花子	女	受付済

⑦ 患者情報の変更確認

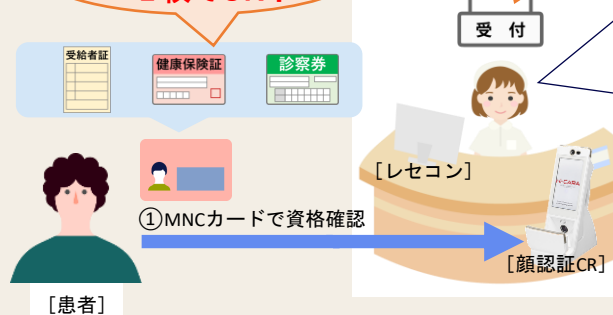
患者情報 (オンライン資格確認)		登録済み患者情報	
保険者番号	99990001	保険者番号	12340001
記号	99000091	記号	21000001
番号	1 枝番 01	番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ	氏名カナ	シカクイチロウ
氏名	資格 ● 郎	氏名	資格 一郎

受付完了

マイナンバーカード活用

マイナンバーカード
1枚でOK!

診察券や受給者証の
やりとり不要に。



【レセコンを使用した職員のオペレーションの例】

★自動で受付完了（原則、何もしない）

時刻	患者コード	氏名	生年月日	性別	資格の変更
9:25	3330003	資格 一郎	2010/10/16	男	有
9:15	2030001	マイナ ● 郎	2001/12/24	男	無
9:07	1000007	オン資格 花子	1995/11/22	女	無

手入力なく、患者の特定と
資格確認・受付登録が可能に！
（自動で受付表示）

※保険者番号記号番号等資格情報に変更がある場合のみ

② 患者情報を確認

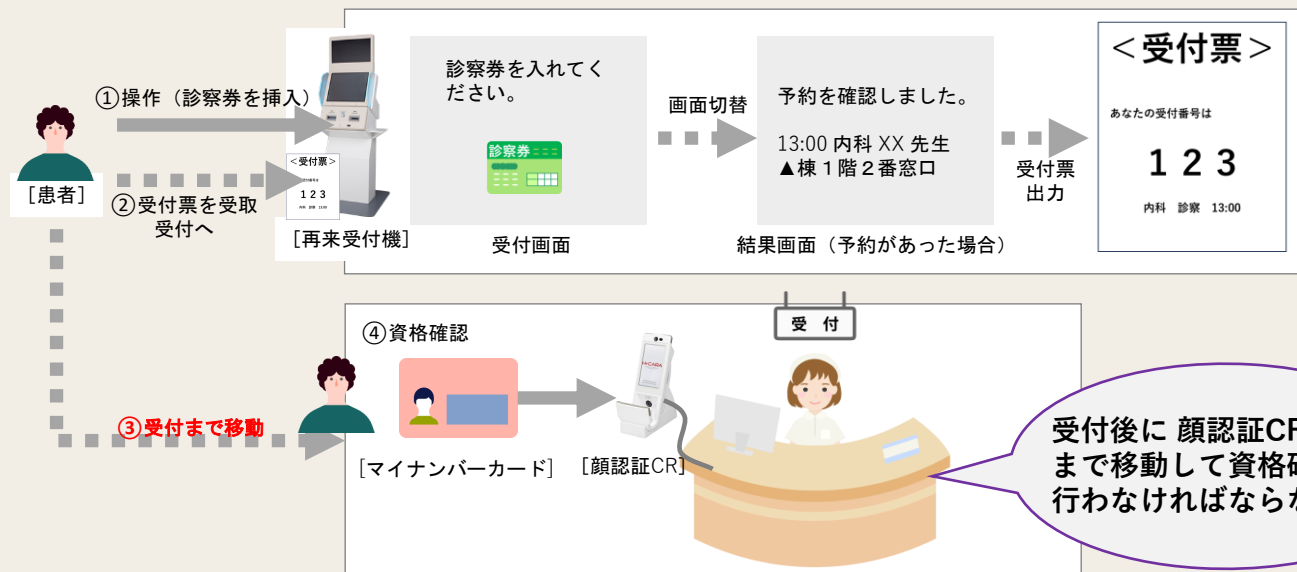
患者情報 (オンライン資格確認)		登録済み患者情報	
保険者番号	99990001	保険者番号	12340001
記号	99000091	記号	21000011
番号	1 枝番 01	番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ	氏名カナ	シカクイチロウ
氏名	資格 一郎	氏名	資格 一郎

資格変更の有無に係る
アラートを適正化して
目視確認機会を減少！

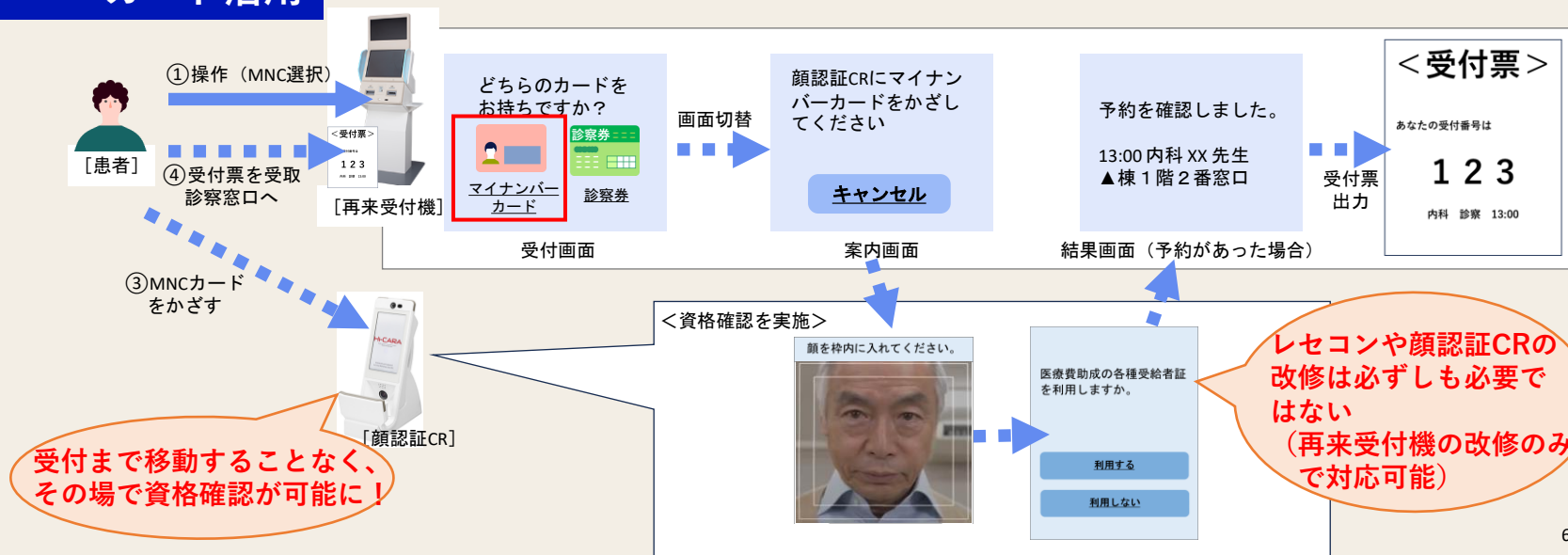
再来受付機による受付を行う場合のイメージ

再来受付機における対応

現状



マイナンバーカード活用



医療機関・薬局システムベンダの皆様へのメッセージ

従来、患者側から紙で提示されてきた
保険証情報、診察券番号、受給者証情報が、
マイナ保険証の仕組みでデータ連携されることにより、
医療機関・薬局の受付は大きく効率化される。

それを具体化するためには、現状は、
患者や医療機関・薬局の職員が操作する、医療機関システムや再来受付機が、
紙の保険証の業務前提から、マイナ保険証の業務前提に変えていく必要。
これにより、患者側・医療機関側の双方の業務が効率化されたものになる。

12月のマイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、
マイナ保険証の利用者は増えていき、ますますこうした効率化は重要。

是非、早期のシステム改修、医療機関・薬局への実装をお願いしたい。

本日の内容

1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について

保険医療機関・保険薬局のみなさまへ

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードとの一体化には多くのメリットがあります

受給者証

①医療保険の資格情報と一緒に
医療費助成の受給者証情報も取り込み！



資格確認
結果

医療費
助成情報

・公費負担者番号
・自己負担上限
...etc

マイナンバーカードでの受付時、患者が利用を選択すると
医事職員がオンライン資格確認経由で医療費助成情報を確認可能になります。

診察券

②マイナ診察券で受付ができる！
(マイナンバーカード)



新規

顔認証付きCR利用者リスト

既存

患者受付登録一覧

自動または手動で連携

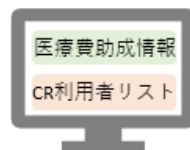
改修で新規にできる顔認証付きCR利用者リストから、患者氏名や生年月日、
患者番号等の情報を既存の患者受付登録一覧に連携が可能になります。

自治体



医療費助成情報をオンライン
で医療機関等と連携

医療機関・薬局



データ連携により、医療事務
コストが削減できる！

患者



マイナンバーカード1枚で受診可能に！

補助内容のご案内

デジタル庁では①医療費助成受給者証、②診察券それぞれがマイナンバーカードと一体化するための
レセコン・再来受付機の改修に対する補助金制度を用意しております。



①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成の受給者証のオンライン資格確認については、令和6年度は全国156の自治体で実施を予定しています。
- 自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

	補助額
診療所※1、 薬局(大型チェーン薬局以外)	5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその <u>3/4</u> を補助)
大型チェーン薬局	3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその <u>1/2</u> を補助)
病院※1,2	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその <u>1/2</u> を補助)

※1：診察券利用に伴う改修を行った場合も対象経費に含めることができます。（上限額は同一）

※2：再来受付機の改修を合わせて行った場合、60.0万円を上限に補助（事業費120万円を上限にその 1/2 を補助）となるか40.0万円を上限に補助（事業費120万円を上限にその 1/3 を補助）となります。詳しい補助要件は、裏面に記載いたします。

12月2日の、マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

令和6年度PMH（医療費助成）
先行実施事業の公募結果について
<https://www.digital.go.jp/news/a6d9cd2f-6d0a-4716-8469-1f8a7af19229>



補助内容のご案内



② マイナ診察券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・ レセコン・再来受付機等の改修等により、マイナンバーカードを診察券として利用し、診察券番号を入力しなくても患者情報がレセコン画面に反映されるようになります。
- ・ 実施に当たってのレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。※診察券の廃止までは、要件ではありません。
(再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。)

補助額

診療所		5.4万円を上限に補助※2、3 (事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)
病院	①再来受付機等の改修を含む	60.0万円を上限に補助※1、4 (事業費120万円を上限にその1/2を補助) 40.0万円を上限に補助※2、4 (事業費120万円を上限にその1/3を補助)
	②再来受付機等がない場合	28.3万円を上限に補助※2、3 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

【補助要件】

- ※1：2023(R5)年10月末から2024(R6)年8月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であることが要件です。
- ※2：2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したことが要件です。(注)
(注) 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすことといたします。
- ※3：医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合は、表面①の※1をご覧ください。(※2の要件は不要となります。)
- ※4：医療費助成の受給者証に伴う改修を実施する場合でも、上限は同一です。

申請手続きに係る共通事項のご案内

①受給者証と②診察券利用に伴う改修は別々の機会に実施することも可能ですが、
その場合でも、**申請は一括**で行っていただくようお願いします。(複数回の申請は認めておりません)

申請期間

2025(令和7)年1月15日まで

※ 2023(令和5)年11月11日以降

2024(令和6)年12月31日までに実施した改修が対象となります

申請方法

改修完了後に医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下 3 点です

① **領収書**

② **領収書内訳書**

③ **システム改修に係るチェックシート (バンダーに記入してもらってください)**

※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=ogs_csm_top#gyomu0-2



当事業の詳細については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

■お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター（通話無料）

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00（祝日除く）
土曜日：8:00～16:00（祝日除く）

■医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_index





本日の内容

1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について

診察券とマイナンバーカードの一体化について

- 診察券のマイナンバーカードの一体化に係る実現方策をお示しするもの。
- 必要となる診察券番号はすでにオンライン資格確認システムにおいて「照会番号」として格納されており、実現は可能な状況。
- 具体的な実現方式として、大きく分けると以下のパターンがあり、それぞれ必要な対応をお示しする。
 - ① 受付窓口における対応
(診療所の受付や病院の初診患者など再来受付機等の改修を伴わないもの)
 - ② 再来受付機における対応
- システム改修に当たって医療機関向けの補助金を活用することが可能。
(診察券の廃止までが要件ではありません)
- 今後、マイナ保険証の利用件数の向上に伴い、診察券をマイナンバーカードに一体化するニーズも高まってくると考えられるため、是非、早期にご準備いただき、医療機関からの要望に応えていただきたい。



- 診察券一体化に係る実現方策

- ✓ 共通事項

- ✓ 再来受付機のない場合の対応

- (診療所の受付や病院の初診患者など再来受付機等の改修を伴わないもの)

- ✓ 再来受付機における対応

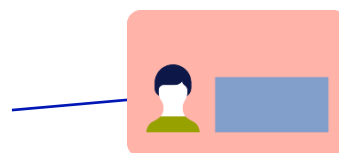
- ✓ Q&A



診察券を使用せず、マイナンバーカードにより受付をできるようにしていただきたい

※ 診察券の廃止までを前提としているものではありません

現状



顔認証付き
カードリーダー

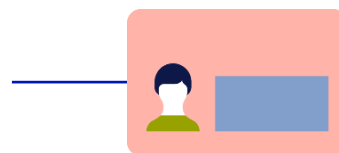


受付
(レセコン/再来受付機等)

マイナ診察券



患者



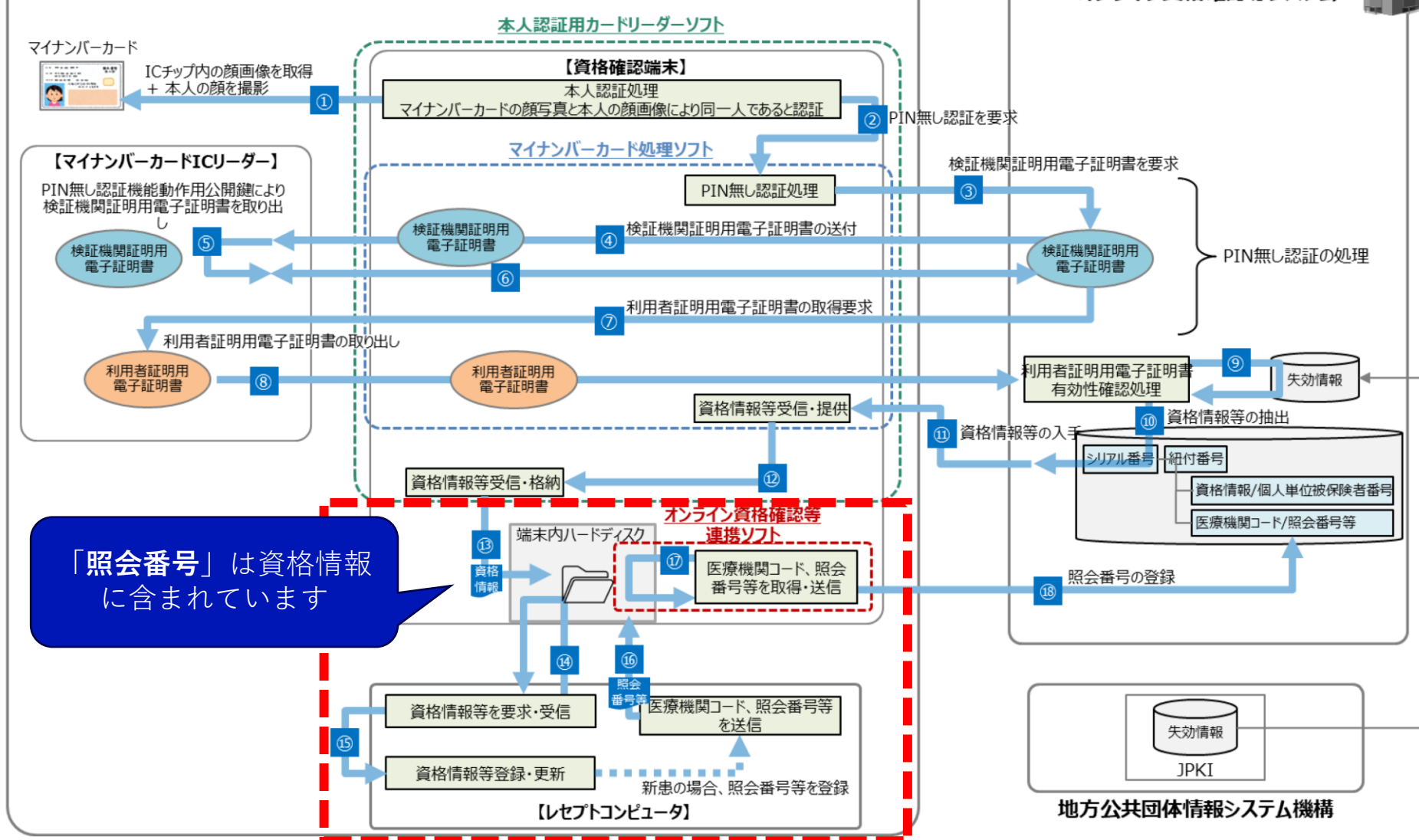
顔認証付き
カードリーダー

患者データの紐づけは
「照会番号」を利用

医療機関・薬局

支払基金・国保中央会

オンライン資格確認等システム



以降の説明範囲

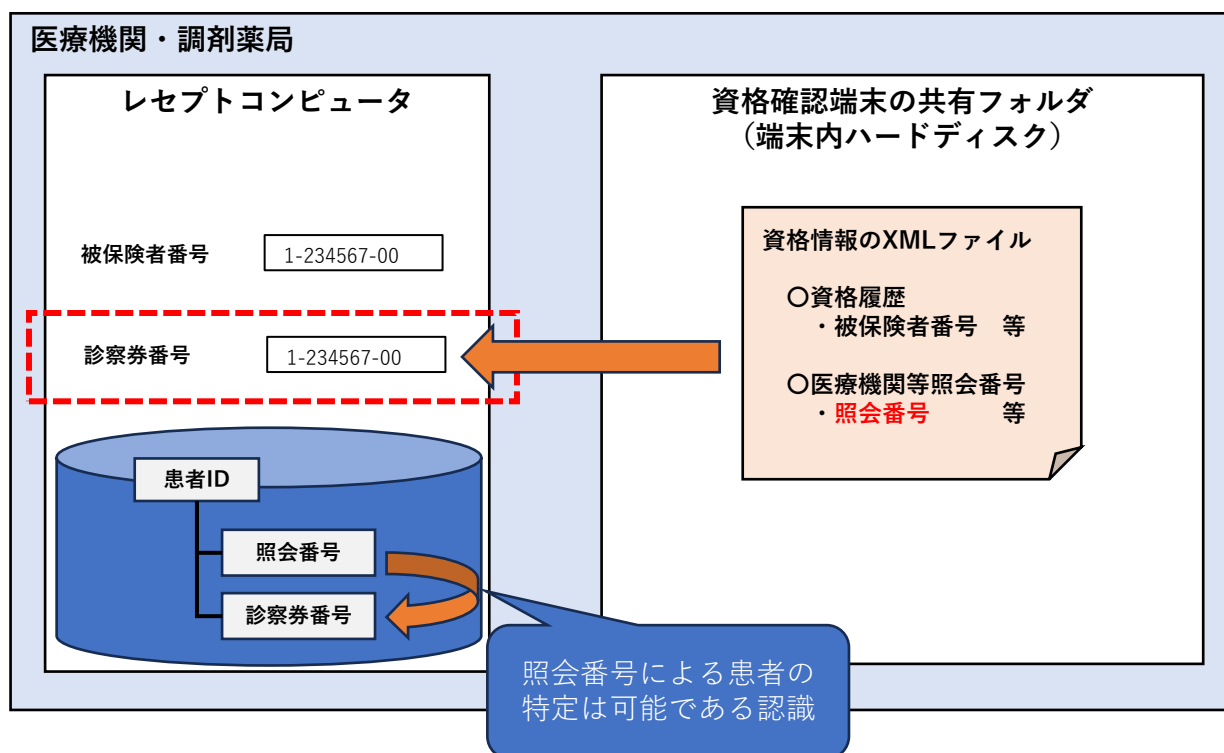
→レセコンの改修にて対応可能



「照会番号」は、オン資XMLファイルに含まれています

現在でも、資格確認端末から、資格情報とあわせて照会番号をレセコンで受け取っていただいています。

→照会番号をもとに、患者の受付業務を行えるように改修いただきたい





- 診察券一体化に係る実現方策

- ✓ 共通事項

- ✓ 再来受付機のない場合の対応

- (診療所の受付や病院の初診患者など再来受付機等の改修を伴わないもの)

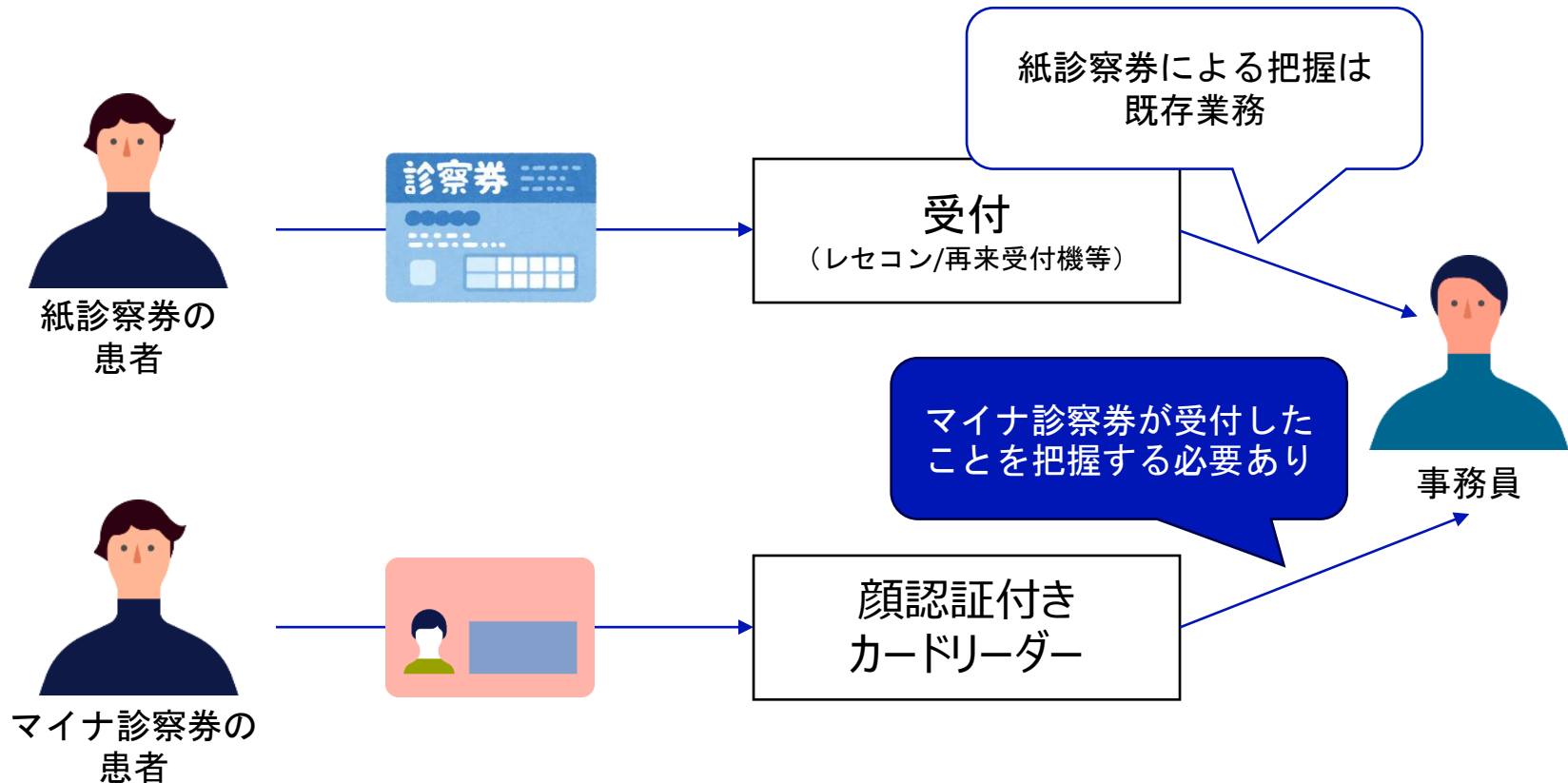
- ✓ 再来受付機における対応

- ✓ Q&A



受付状況の把握が必要

マイナンバーカードの診察券利用（マイナ診察券）の患者の特定に加え、受付状況の把握ができる仕組みが必要



改修をお願いしたい内容①(顔認証付きカードリーダーの利用者リストの追加)



○ 顔認証付きカードリーダー(CR)の利用者リストが表示されるような改修をご検討下さい。

※ 医療機関の運用フローによっては、「資格確認端末の利用者リスト」を作らず、「患者受付登録一覧」に即時反映するフローも考えられます。

レセコン画面(受付処理画面)のイメージ(一例)

新規
作成

顔認証付きCRの利用者リスト

患者氏名	生年月日	患者番号
デジタル 太郎	1954年12月12日	01234
デジタル 花子	1978年04月24日	05678

反映は、手動or自動の
いずれも想定される

既存
画面

患者受付登録一覧

受付登録

患者氏名	生年月日	患者番号
厚生 一郎	1954年12月12日	01234
デジタル 太郎	1954年12月12日	01234
厚生 次郎	1991年1月3日	01234
デジタル 花子	1978年04月24日	05678



改修をお願いしたい内容②(診察券情報の印刷機能) ※医療機関によっては必要



- 顔認証付きカードリーダー(CR)の利用者リストが表示されるような改修を実施した上で、診察券に記載のある情報(診察券番号など)を印刷できる機能も追加してください。

※ 紙カルテや電子カルテ側でのカルテ出しが必要な場合に、オペレーションが回しやすいよう、診察券に記載のある情報を印刷した紙を持ちいる想定。

レセコン画面(受付処理画面)のイメージ(一例)

新規
作成

顔認証付きCRの利用者リスト

患者氏名	生年月日	患者番号
デジタル 太郎	1954年12月12日	01234
デジタル 花子	1978年04月24日	05678

診察券番号
などを印刷

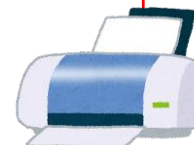
既存のプリンターで印刷

(診療報酬明細書を印刷するプリンタなど)

患者番号: 123489239823

でじたる たらう

患者氏名: デジタル 太郎





- 診察券一体化に係る実現方策

- ✓ 共通事項

- ✓ 再来受付機のない場合の対応

- (診療所の受付や病院の初診患者など再来受付機等の改修を伴わないもの)

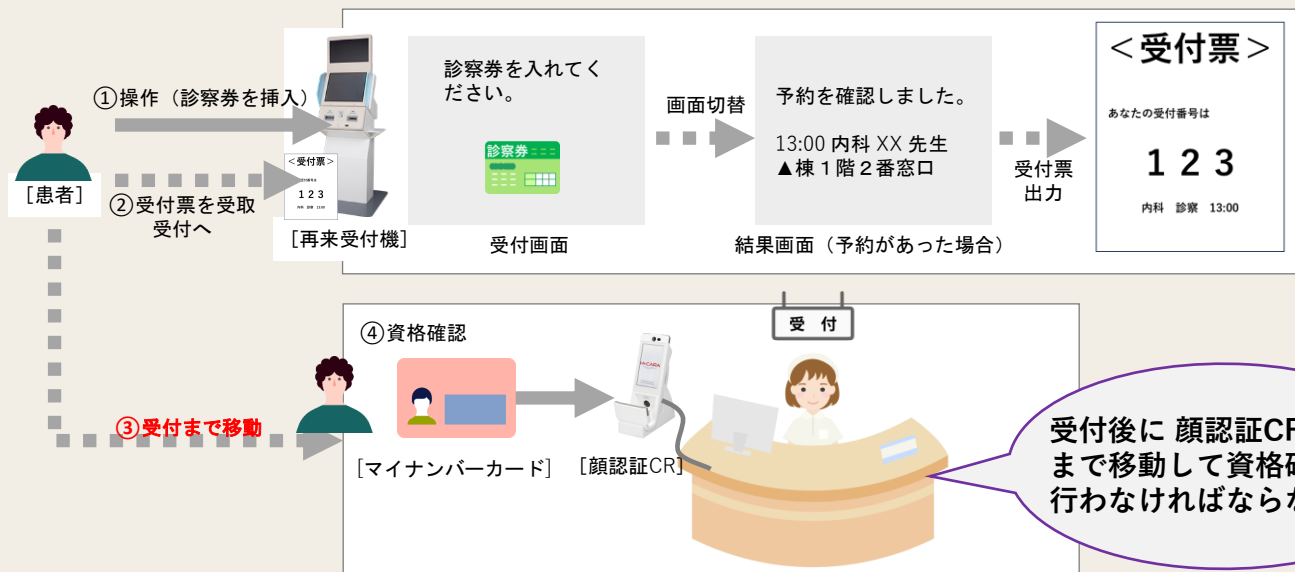
- ✓ 再来受付機における対応

- ✓ Q&A

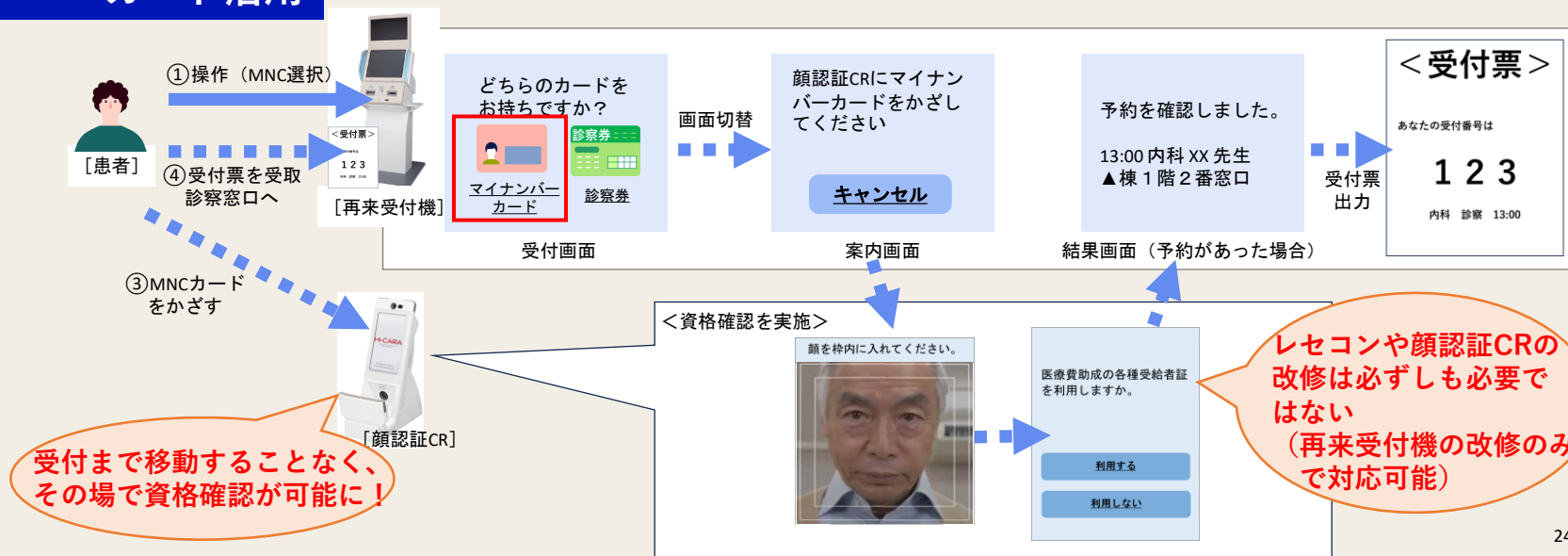
再来受付機による受付を行う場合のイメージ

再来受付機における対応

現状



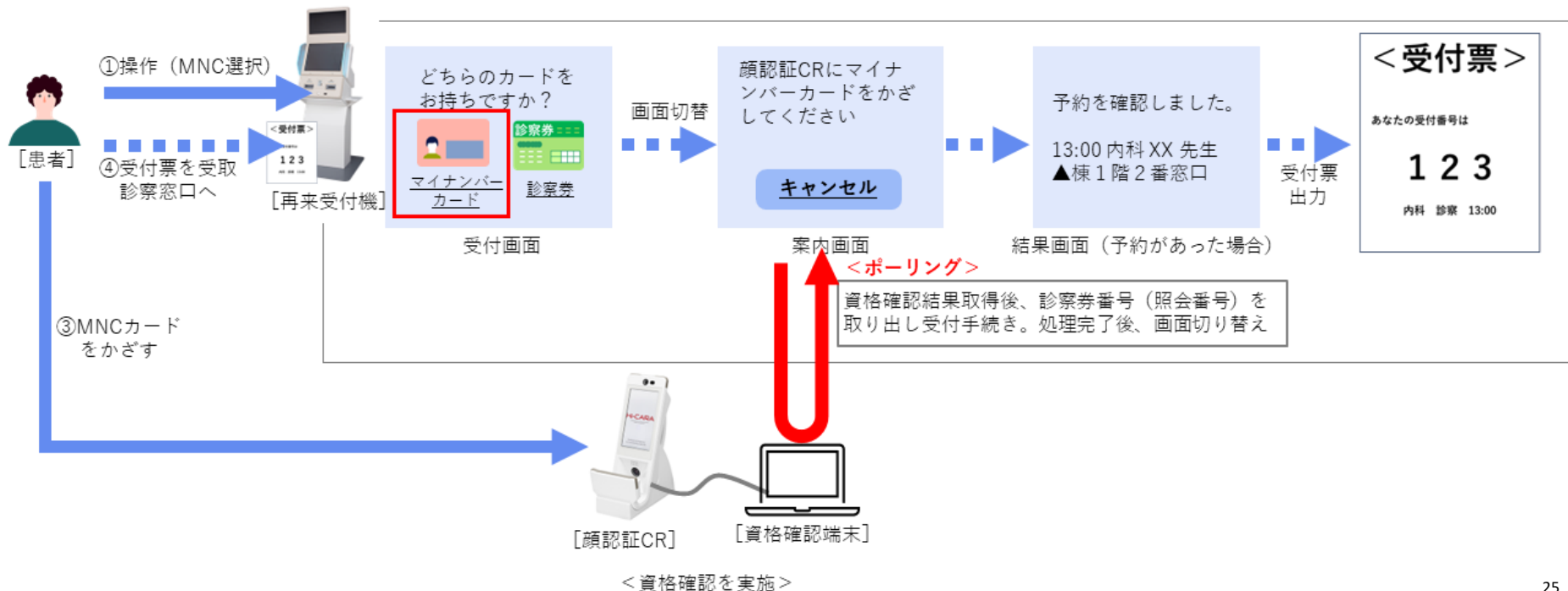
マイナンバーカード活用



再来受付機における診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式 (概略図)



- 再来受付機から資格確認端末に対してポーリングを行い、資格確認結果を取得し、そこから照会番号(診察券番号)を取り出して受付手続に進むよう必要な改修を行っていただきたい。
- 具体的には、次ページ以降で、# 1 資格確認端末を増設する場合、# 2 既存の資格確認端末を活用する場合というケースごとに、再来受付機、顔認証付きCR・資格確認端末それぞれについて必要となる対応を整理してお示しする。
- なお、本実現方式では、レセコン改修等は基本的には不要となる想定。



再来受付機における診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式 (一覧)



	再来受付機	顔認証付きCR・資格確認端末	レセコン	その他
# 1 資格確認端末を増設する場合	・受付機の画面変更 ・ポーリング機能追加(<u>to増設端末</u>) ・資格確認結果の取得 ・資格確認結果ファイル移動(<u>to既存端末</u>) ・上記対応に伴う受付機能の動作調整	・資格確認完了後に再来受付機を確認するよう顔認証CRの表示画面のテキストの変更(再来受付機と連携する端末のみ)	特になし	・資格確認端末・顔認証CRの新規設置 ・ネットワークの新規敷設など
# 2 既存の資格確認端末を活用する場合	・受付機の画面変更 ・ポーリング機能追加 ・資格確認結果の取得 ・資格確認結果ファイル移動 ・上記対応に伴う受付機能の動作調整	・資格確認完了後に再来受付機を確認するよう顔認証CRの表示画面のテキストの変更(再来受付機と連携する端末のみ) ・<u>再来受付機が資格確認結果を取り込むための格納先を新設</u>		・資格確認端末の<u>設定変更</u> ・ネットワークの<u>設定変更</u>など

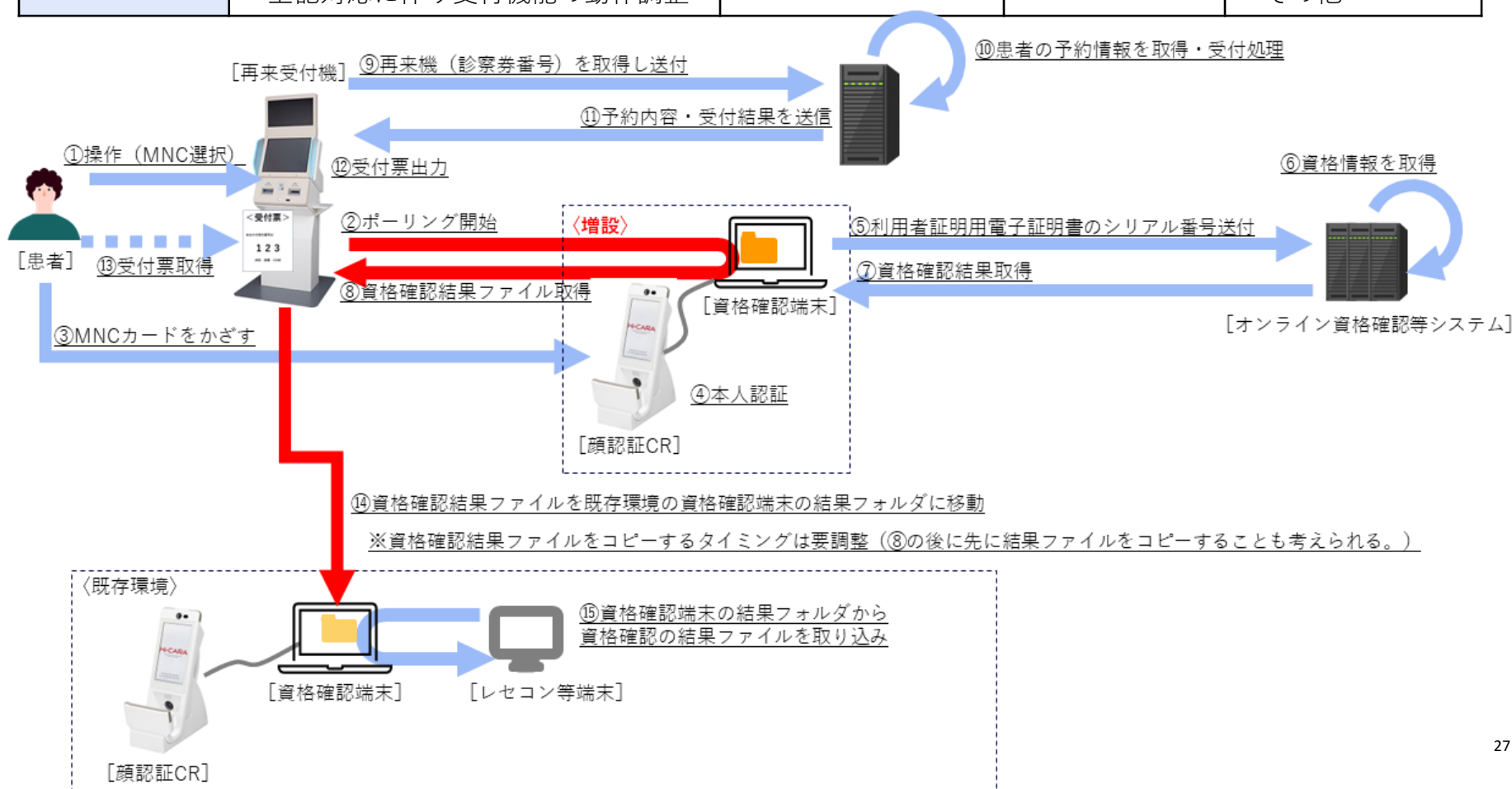
再来受付機における診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式

(実現方式#1 資格確認端末を増設する場合)

再来受付機における
対応



	再来受付機	顔認証付きCR・資格 確認端末	レセコン	院内環境
#1 資格確認端末を 増設する場合	- 受付機の画面変更(①) - ポーリング機能追加(to増設端末)(②) - 資格確認結果の取得(⑧) - 既存端末への資格確認結果ファイル移動(to既存端末)(⑭) - 上記対応に伴う受付機能の動作調整	資格確認完了後に 再来受付機を確認す るよう表示画面(増設 分)のテキストの変更 (④)	特になし	- 資格確認端末・ 顔認証CRの新規設 置 - ネットワークの 新規敷設 - その他

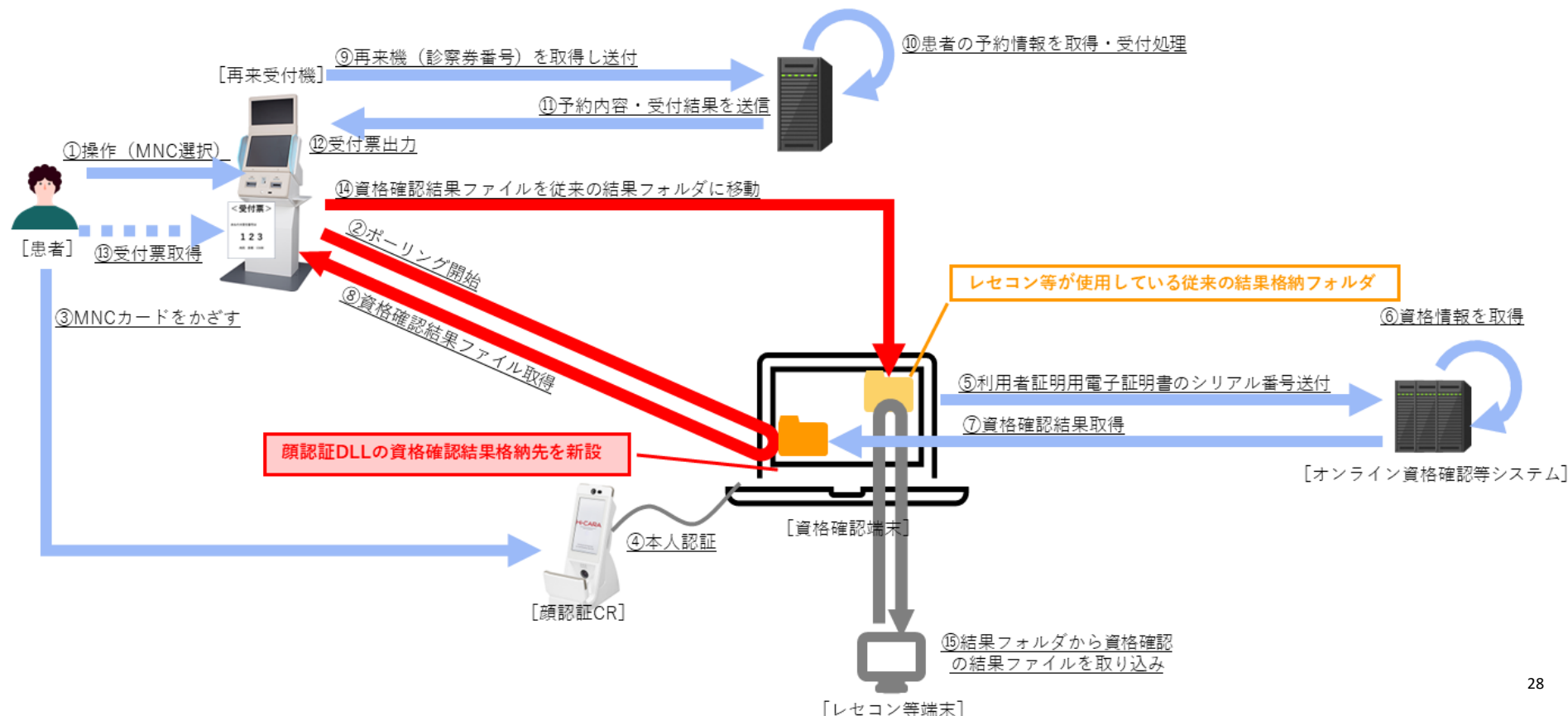


再来受付機における診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式 (実現方式#2 既存の資格確認端末を活用する場合)

再来受付機における
対応



	再来受付機	顔認証付きCR・資格確認端末	レセコン	その他
#2 既存の資格確認 端末を活用する 場合	・受付機の画面変更(①) ・ポーリング機能追加(②) ・資格確認結果の取得(⑧) ・既存端末への資格確認結果ファイル移動(⑭) ・上記対応に伴う受付機能の動作調整	・資格確認完了後に再来受付機を確認するよう表示画面のテキストの変更(④) ・再来受付機が資格確認結果を取り込むための格納先を新設(⑦)	・特になし	・資格確認端末の設定変更 ・ネットワークの設定変更 ・その他





再来受付機における診察券とマイナンバーカードの一体化の実現方式 (一覧) (再掲)

	再来受付機	顔認証付きCR・資格確認端末	レセコン	その他
# 1 資格確認端末を増設する場合	・受付機の画面変更 ・ポーリング機能追加(<u>to増設端末</u>) ・資格確認結果の取得 ・資格確認結果ファイル移動(<u>to既存端末</u>) ・上記対応に伴う受付機能の動作調整	・資格確認完了後に再来受付機を確認するよう顔認証CRの表示画面のテキストの変更(再来受付機と連携する端末のみ)	特になし	・資格確認端末・顔認証CRの新規設置 ・ネットワークの新規敷設など
# 2 既存の資格確認端末を活用する場合	・受付機の画面変更 ・ポーリング機能追加 ・資格確認結果の取得 ・資格確認結果ファイル移動 ・上記対応に伴う受付機能の動作調整	・資格確認完了後に再来受付機を確認するよう顔認証CRの表示画面のテキストの変更(再来受付機と連携する端末のみ) ・<u>再来受付機が資格確認結果を取り込むための格納先を新設</u>		・資格確認端末の<u>設定変更</u> ・ネットワークの<u>設定変更</u>など



- 診察券一体化に係る実現方策

- ✓ 共通事項

- ✓ 再来受付機のない場合の対応

- (診療所の受付や病院の初診患者など再来受付機等の改修を伴わないもの)

- ✓ 再来受付機における対応

- ✓ Q&A

診察券とマイナンバーカード一体化におけるQ&A（クリニック・再来受付機がない病院向け）



問 診察券の院内での取り回しが必要、もしくはレセコンにて患者受付機能がないためカルテ出しの作業が別途必要な場合どうすればよいか。

（答）

- 診察券に記載のある情報（診察券番号など）を印刷できる機能を追加し、院内取り回し・カルテ出し作業に活用するなどの対応をご検討下さい。（診療報酬明細書を印刷するプリンタの活用などが考えられます。）

問 照会番号に診察券番号ではなく、別の患者IDを登録している場合どのように対応すべきか。

（答）

- レセコンの仕様次第ではありますが、レセコン側で、顔認証付きカードリーダーを利用した患者のリストを画面に表示することができれば、診察券番号とは別の患者IDを照会番号に登録したままでも、マイナンバーカードによる受付に対応できるものと考えています。
- なお、照会番号の登録が行われていない場合は、今回、照会番号の登録が必要になります。
- 具体的な実現方法等については、個別にデジタル庁にご相談ください。

診察券とマイナンバーカード一体化におけるQ&A（再来受付がある病院向け）



問 再来受付機が設置されている場合、どのような対応が必要になるのか。

（答）

- 顔認証付きカードリーダーと再来受付機を連携させ、マイナンバーカードで再来受付ができるような改修対応を再来受付機メーカーにご依頼ください。
- 再来受付機メーカーの皆様については、デジタル庁が示す実現方式をご参照いただき、不明な点などあれば、個別にデジタル庁へご相談ください。

問 自動精算機がある場合、どのような対応を行えばよいか。

（答）

- 例えば、受付票に印字されているバーコード等を読み込めるよう、自動精算機側にバーコード読み取りの機能の追加いただくことなどが考えられます。



診察券とマイナンバーカード一体化におけるQ&A

問 診察券をマイナンバーカードに一体化した場合、診察券番号はどこで確認することになるのか。（Web予約・電話予約時の診察券番号確認を想定した場合）

（答）

- 現状では、診察券を完全に無くすことまでは求めています。
- なお、モバイル診察券アプリの活用なども考えられます。

問 マイナンバーを患者IDとして利用するのか。

（答）

- 院内システムで患者IDとして利用するのは、マイナンバーではなく引き続き診察券番号等になります。
- そのため、院内システムにおける患者IDは従来通り、診察券番号等を利用して頂くため、患者IDに関する院内システムの改修の必要はありません。



補助金に関するQ&A

問 診察券の一体化について、どこまでの改修を行えば補助対象となるのか。

(答)

- 受診時に診察券を使用せず、マイナンバーカードにより受付をすることができるようにすること、そのための必要となる医療機関システム（再来受付機を含む）の改修等を行っていただくことが必要です。

一方、診察券の一体化により院内の業務フローを円滑にするための改修等は補助対象経費に含めることも可能です。

- 例えば、以下のようなケースが想定されます。

① 再来受付機が設置されていない場合

現在、すでにオンライン資格確認システムにおいて、医療保険の資格情報と合わせて診察券番号（照会番号）が含まれたファイルが提供されています。これまで、職員が紙の診察券を見て診察券番号を手入力していたところ、当該ファイルをレセプトコンピューターで読み取り、受付がなされるようにしていただく対応が必要です。（例えば、受付の順番管理のため、マイナンバーカードで受診した際に患者情報が表示されるような改修を行うなど）

その際、必須ではありませんが、医療機関での運用によっては、診察券の記載情報を印刷するための機器を導入することも想定されますので、その経費も補助対象とすることは可能です。

② 再来受付機が設置されている場合

①の対応に加えて、これまで、再来受付機において診察券を読み取ることで診察券番号を把握していたところ、顔認証付きカードリーダー・資格確認端末と再来受付機を連携させて、再来受付機において診察券番号（照会番号）を読み取れるようにしていただく対応が必要です。

その際、必須ではありませんが、業務運営をさらに円滑にするため、再来受付機の改修に伴い発生する周辺システム（電子カルテ、自動精算機など）の改修費についても補助対象経費とすることは可能です。



補助金に関するQ&A

問 当院のレセコンではすでに診察券番号（照会番号）を読み込めるようになっておりレセコン改修は不要であるが、現在は使用していない。今回を機に、診察券の記載情報を印刷するための機器を導入して診察券のマイナンバーカードへの一体化に取り組みたいと考えているが、当該必要経費は補助対象となるか。

（答）

- 受診時に診察券を使用せず、マイナンバーカードにより受付をすることができるようにするため必要となる医療機関システム側の対応に要する経費を想定しており、レセプトコンピュータ等のアプリケーションの改修、パッケージソフトの購入・導入、レセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対して補助を行うものです。
- 例えば、ご質問のケースでは、レセコンについて設定変更等を行いつつ、事務フローの変更に伴い必要となる医療機関システムに係る対応については、補助対象とすることが可能です。



本日の内容

1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について



医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について

- 令和5年度の先行実施を踏まえて、全国展開を見据えて、全ての公費負担医療制度、地方単独の医療費助成制度の導入を見据えたものとして、令和6年度版の仕様を策定し、そのポイントをまとめたもの。
- レセコンベンダーの皆様向けに**本資料の別紙として仕様書（PMH仕様書、API連携仕様書）を提供するので、詳細はそちらをご確認いただきたい。**
（6/11版にて令和6年度の改修項目を反映した仕様書を提示）
- 本資料を基に、パッケージシステムの改修を行っていただき、補助金もご活用いただきながら医療機関・薬局に広げていただきたい。
- なお、テスト関連の情報は別途共有予定のため後続提供する資料をご確認頂きたい。



Contents

- PMH事業の概要
- 医療費助成
 - レセコンベンダ向け仕様
 - スケジュール
 - 別添資料の構成



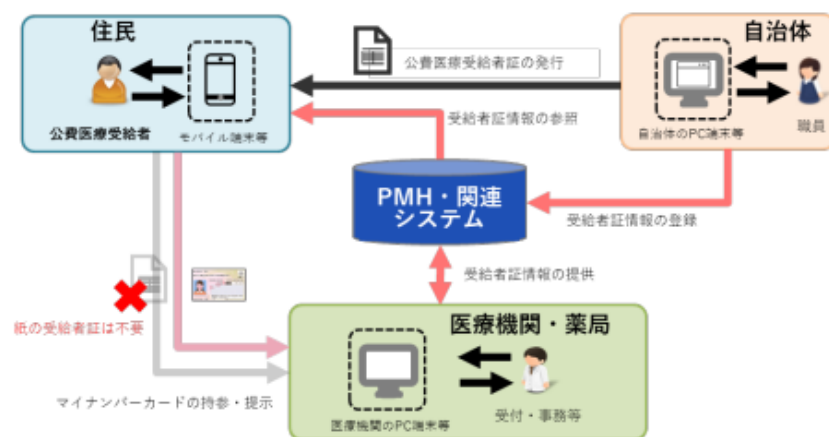
Contents

- PMH事業の概要
- 医療費助成
 - レセコンベンダ向け仕様
 - スケジュール
 - 別添資料の構成



医療費助成分野でのマイナンバーカードを活用したデジタル化の推進 (公費負担医療制度等の資格確認オンライン化に関する取組)

- ・ 公費負担医療制度や自治体が単独で設けた医療費等助成制度について、マイナンバーカードを受給者証として利用し、医療機関・薬局で受診等できるよう、必要な取組を推進
- ・ 自治体・医療機関等をつなぐ情報連携基盤(Public Medical Hub (**PMH**))の構築・運用により実現



想定されるメリット



〔国民〕

- ・ 紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止



〔自治体〕

- ・ 正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる
- ・ 住民の利便性向上に資する



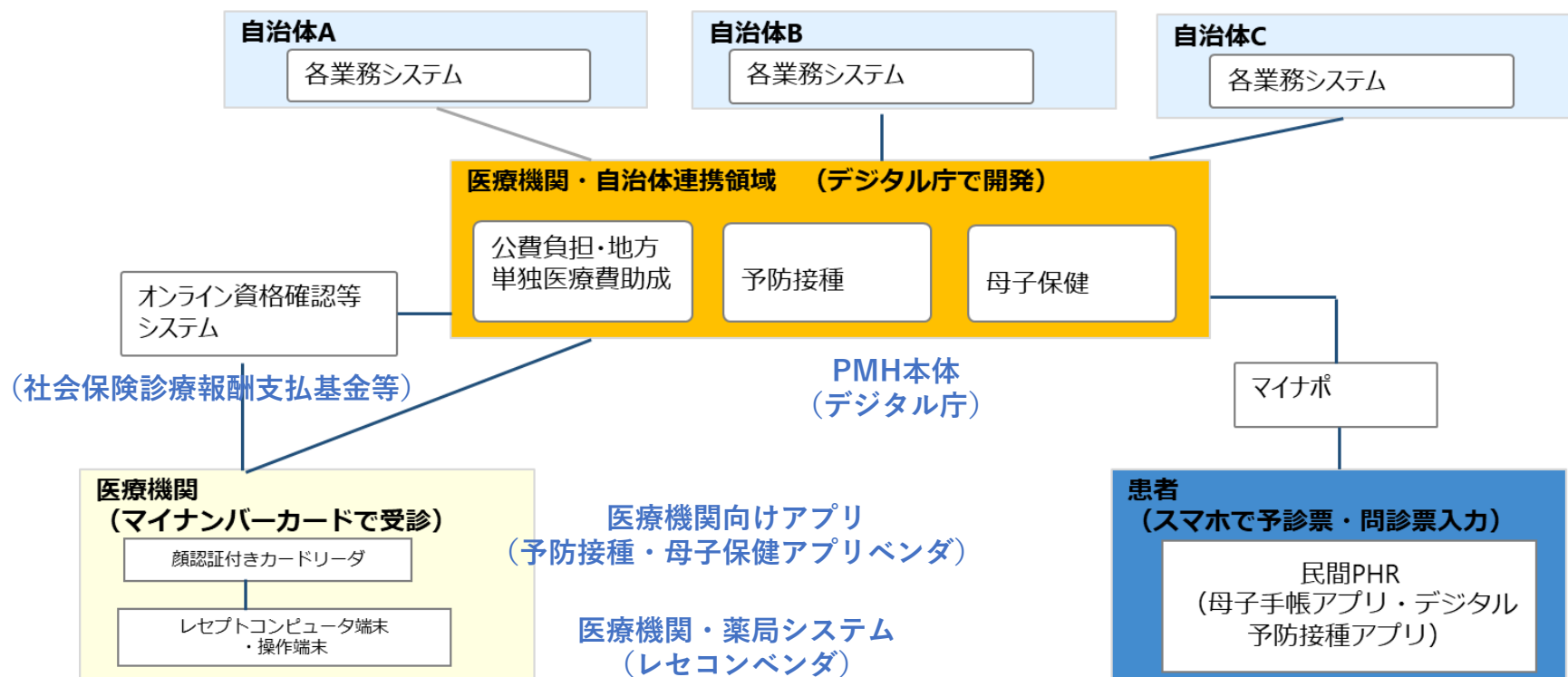
〔医療機関〕
〔薬局〕

- ・ 受給者証情報の手動入力負荷を削減
- ・ 最新の医療費助成受給資格を確認可能
- ・ 医療費助成資格の確認事務コストの削減

- ・ 令和5年度から、希望する5自治体36医療機関・薬局において先行的に事業を開始（自治体が単独で設けた医療費等助成制度を含む一部の制度）し、令和6年度(一次公募)には、更に153団体・534制度を採択し、補助金により医療機関・薬局も拡大しつつ、先行的な事業を継続。
これらの取組を踏まえたシステム改善の状況などを踏まえながら、順次、参加する制度、自治体や医療機関・薬局を拡大し、全国展開をしていく。



参考：PMHのシステム構成図





参考：令和5年度 先行実施自治体と参加対象事務

NO.	自治体名	対象事務						
		医療費助成 (国公費)			医療費助成 (地方単独)		予防接種	母子保健 (健診)
		難病	障がい者医療		こども	障がい、ひとり親、後期高齢者福祉など		
			精神通院	更生医療 育成医療				
1	青森県 むつ市						○	○
2	秋田県 由利本荘市			○	○	○※1		
3	埼玉県 入間市							○
4	東京都 東村山市						○	○
5	東京都 町田市							○
6	新潟県 小千谷市						○	
7	愛知県 一宮市	○（小児慢性）		○	○	○※2		
8	大阪府 河内長野市							○
9	広島県 三原市						○	
10	愛媛県 西条市						○	○
11	長崎県 波佐見町						○	○
12	長崎県 諫早市						○	○
13	長崎県 大村市				○			
14	熊本県 熊本市		○	○		○※3		
15	熊本県 上天草市						○	
16	宮崎県 都城市			○	○	○※4	○	○

※1「障がい」「ひとり親」 ※2「障がい」「ひとり親」「後期高齢者福祉」「精神障害(精神通院)」 ※3「障がい」

※4「障がい」「ひとり親」「寡婦等医療」

参考：令和6年度 先行実施自治体（医療費助成）



→ 本年秋以降、153自治体（＋二次公募中）が参加予定！

No.	都道府県名	市区町村名
1	北海道	上士幌町
2		芽室町
3		幕別町
4		浦幌町
5	青森県	青森県
6		三沢市
7		つがる市
8		深浦町
9	岩手県	一関市
10		九戸村
11	宮城県	宮城県
12		仙台市
13		大崎市
14	秋田県	湯沢市
15	山形県	米沢市
16	茨城県	茨城県
17		笠間市
18		鹿嶋市
19		桜川市
20	栃木県	栃木県
21		栃木市
22		那須塩原市
23	群馬県	下仁田町
24		甘楽町
25	埼玉県	埼玉県
26		川口市
27		戸田市
28		新座市
29	千葉県	松伏町
30		千葉県
31		銚子市
32		木更津市
33		松戸市
34		我孫子市
35		芝山町

No.	都道府県名	市区町村名
36	東京都	東京都
37		調布市
38	神奈川県	横浜市
39		藤沢市
40		茅ヶ崎市
41	新潟県	加茂市
42		南魚沼市
43	富山県	富山県
44	石川県	加賀市
45	山梨県	甲府市
46		都留市
47		山梨市
48		韭崎市
49		忍野村
50		須坂市
51		塩尻市
52	長野県	佐久市
53		南牧村
54		南木曽町
55		大桑村
56		筑北村
57		池田町
58		坂城町
59	岐阜県	海津市
60	静岡県	浜松市
61		御殿場市
62		南伊豆町
63	愛知県	一宮市
64		津島市
65		豊田市
66		小牧市
67		愛西市
68		清須市
69		弥富市
70		あま市
71		長久手市
72		飛島村

No.	都道府県名	市区町村名
73	三重県	三重県
74		津市
75		伊勢市
76		松阪市
77		鈴鹿市
78		名張市
79		亀山市
80		多気町
81		明和町
82		大台町
83	滋賀県	紀北町
84		御浜町
85		滋賀県
86		彦根市
87		近江八幡市
88		守山市
89		野洲市
90	京都府	米原市
91		舞鶴市
92		宇治市
93		亀岡市
94		八幡市
95		木津川市
96		精華町
97	大阪府	大阪府
98		岸和田市
99		豊中市
100		枚方市
101		柏原市
102		羽曳野市
103		摂津市
104		東大阪市
105		泉南市
106		四條畷市

No.	都道府県名	市区町村名
107	兵庫県	兵庫県
108		尼崎市
109		西宮市
110		伊丹市
111		西脇市
112		宝塚市
113		三木市
114		小野市
115		加西市
116		多可町
117	奈良県	神河町
118		川西町
119		田原本町
120	和歌山県	広陵町
121		和歌山市
122	島根県	島根県
123		松江市
124	岡山県	出雲市
125		岡山県
126		岡山市
127		倉敷市
128		玉野市
129		赤磐市
130		吉備中央町
131	広島県	広島県
132		福山市
133		神石高原町

No.	都道府県名	市区町村名
134	徳島県	阿南市
135		上板町
136		つるぎ町
137	香川県	香川県
138		東かがわ市
139		宇多津町
140	愛媛県	松山市
141		鬼北町
142	福岡県	柳川市
143	佐賀県	佐賀県
144		佐賀市
145	長崎県	長崎県
146		平戸市
147	熊本県	熊本県
148	大分県	大分県
149		別府市
150	宮崎県	都城市
151	沖縄県	那覇市
152		金武町
153		渡嘉敷村



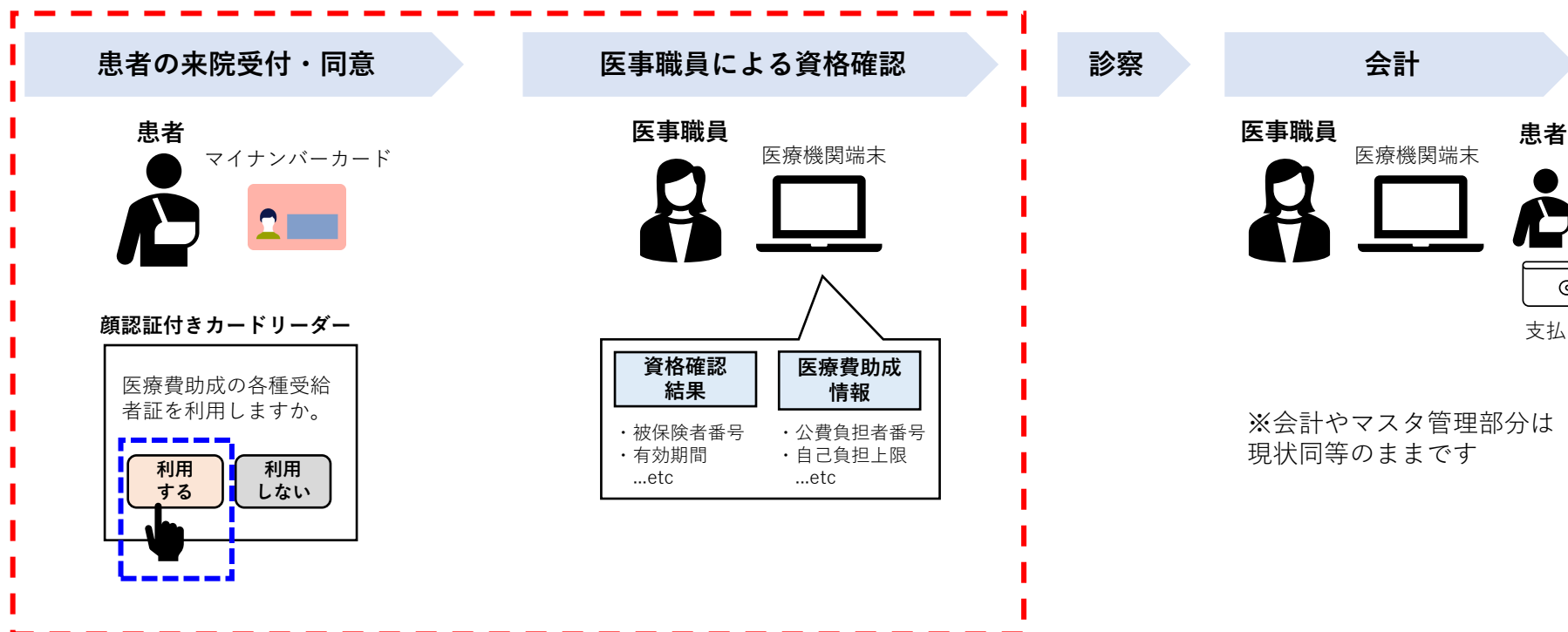
Contents

- PMH事業の概要
- 医療費助成
 - レセコンベンダ向け仕様
 - スケジュール
 - 別添資料の構成



医療機関における業務の流れ

患者の同意があった場合、医療機関がPMHの医療費助成情報を確認できるようになる。



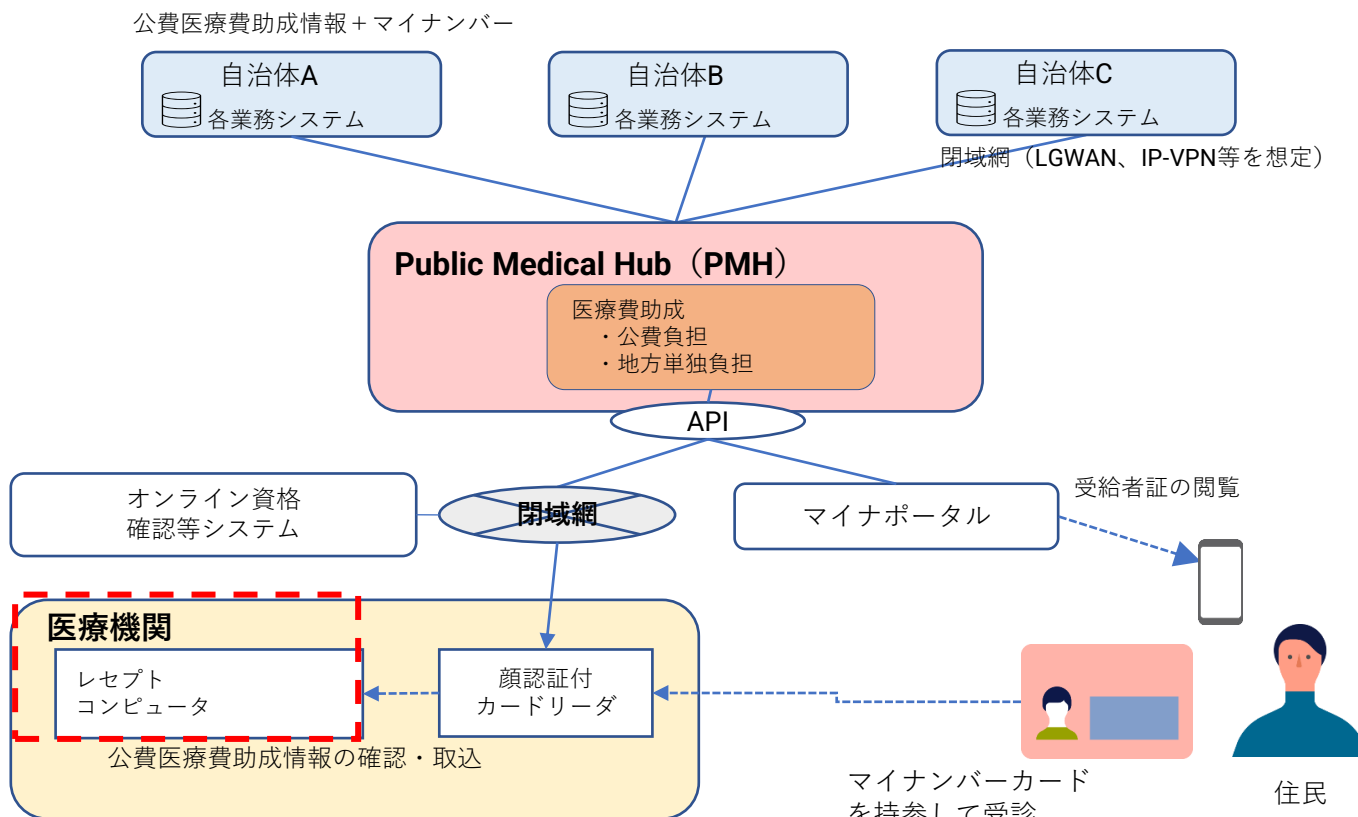
PMHで紙の医療証の提示がデジタルに置き換わる



サービス概要図と今回説明の範囲

PMHは医療費助成の受給者証の情報を自治体から医療機関/対象者に渡すためのサービス。

今回はレセコン向け医療費助成に係る情報連携についてご説明。



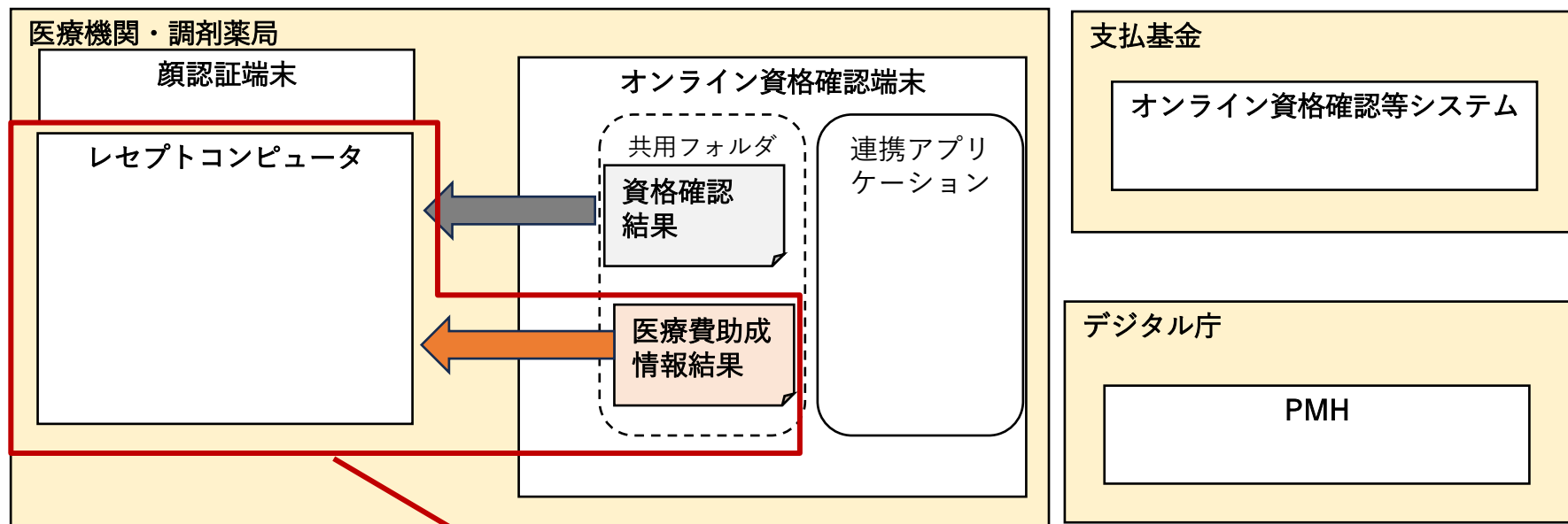
医療機関システムの改修をお願いしたい範囲



(前提のご共有) 医療機関における業務の流れと改修範囲

患者が医療費助成情報の提供に同意した場合、オンライン資格確認端末の共用フォルダに医療費助成情報結果ファイル（XML形式）が出力される。レセコンベンダ様には、出力されたファイルをレセコンに取り込むことが可能となるように改修いただきたい。

レセコンベンダ様に改修いただきたい範囲（赤枠）



- ✓ オンライン資格確認端末の共用フォルダに出力された医療費助成情報結果ファイル（XML形式）を取得しレセコンに反映する
- 医療費助成情報結果XMLが格納されるディレクトリはデフォルトで「C:¥¥OQS¥¥res」が設定されるが、格納先のディレクトリはユーザ定義ファイルで定義されているため、必要に応じて変更することが可能



レセコン既存転記項目と受給者証券面項目に関する要件

医療費助成情報では、レセコン既存転記項目と受給者証券面項目の2つの項目群を連携する。
各項目群に対するレセコン反映時の要件は以下のとおり。

レセコン連携時のデータ構造

医療費助成情報結果 (XMLファイル)

レセコン既存転記項目

公費負担者番号
受給者番号
...
指定医療機関情報
自己負担上限額
種別
負担定義
負担率 (日)
負担率 (月)
負担率 (回)
金額 (日)
...
有効期間開始日
有効期間終了日

レセコン既存転記項目

- ✓従来の受給者証 (紙) を用いた運用において医事職員がレセコンに入力していた項目群
- ✓各項目に対し受給者証の印字内容から該当する情報を設定しレセコンに連携する

※転記 = 医事職員がレセコンに手動入力する行為を指す

要件

- 負担計算や請求事務に必要な情報をレセコン内の管理項目に自動反映する
- 医事職員に手動で入力・選択させない、項目ごとにコピー・ペースト等で転記させない仕組みとする

医療費助成情報



- 公費負担者番号: XXXX
- 受給者番号: XXXX
- 自己負担上限額: XXXX
- 有効期間: XXXX - XXXX

受給者証券面項目

受給者証名
公費負担者番号
...
疾病名
指定医療機関名
...

受給者証券面項目

- ✓受給者証の券面情報すべてを記載する項目群
- ✓含まれる項目名や構造は受給者証ごとに可変

- レセコン上には表形式など視認性を保った状態で表示する

医療費助成情報



公費負担者番号	12345678
疾病名	XXX
指定医療機関名	B病院
...	...

※令和6年度から、レセコン既存転記項目に下記の項目が追加される予定です。

- 自己負担上限額が入外合算か否かを判断する項目
- 制度ごとに合算対象の種別を選択する項目
- 前回のPMH照会時から、PMH側のデータ更新の有無を判断する項目
- 対象者の所得区分、就学状況、親・子の別を示す項目等
- その他、助成方法 (現物・償還・自動償還) や食事助成に関わる項目についても追加の可能性あり

令和6年度における改修予定項目

追加



#

改修予定項目

令和5年度仕様からの改修内容

令和5年度改修済みベンダ様の対応

1

項目追加

新たに追加される国公費・地単公費に対応するため、令和5年度の既存項目に対する見直しや項目追加を行う

<自己負担上限額の種別>

- ・新規コードとして訪問看護/柔整/あはきを追加
- ・自己負担上限額が入外合算か否かを判断可能とする

<その他の項目>

以下の項目を追加

- ・対象者の所得区分、追加条件(※詳細はXMLレイアウト案項目説明を参照)
- ・一律償還払いフラグ
- ・自己負担上限額に対する初診時の条件
- ・食事療養費の患者負担、負担上限額

令和5年度の対象制度について、本改修予定項目の対応を実施しない場合でも運用可能であり、改修を必須としない

2

更新分の証の取り込みの効率化

前回のPMH照会時から、PMH側のデータが更新されているか否かを判断可能とするために医療費助成情報のハッシュ値を連携項目として追加

本改修予定項目の対応を実施しない場合でも運用可能であり、改修を必須としない。

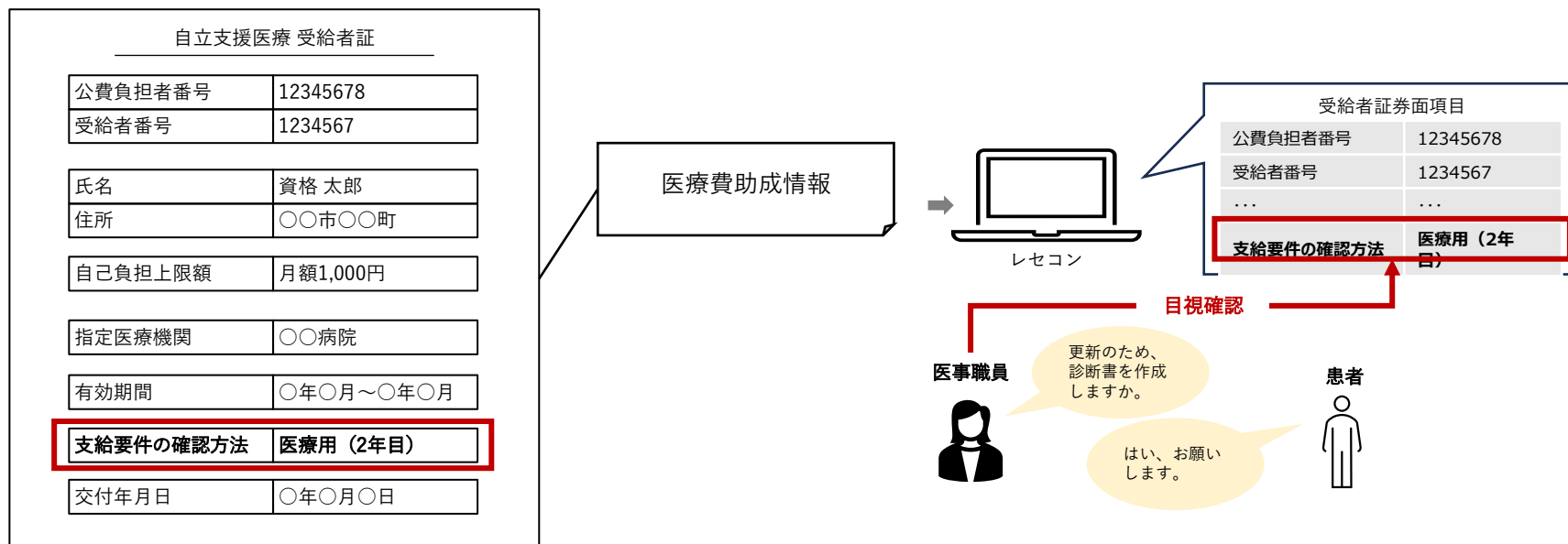


受給者証券面項目に関する補足

受給者証（紙）に記載された事項のうち、レセコンによるシステム管理は不要だが、医事職員による目視確認が必要な情報が存在する場合があるため、医事職員が目視確認しやすい形式でレセコン上に表示いただきたい。

例：自立支援医療（精神通院）

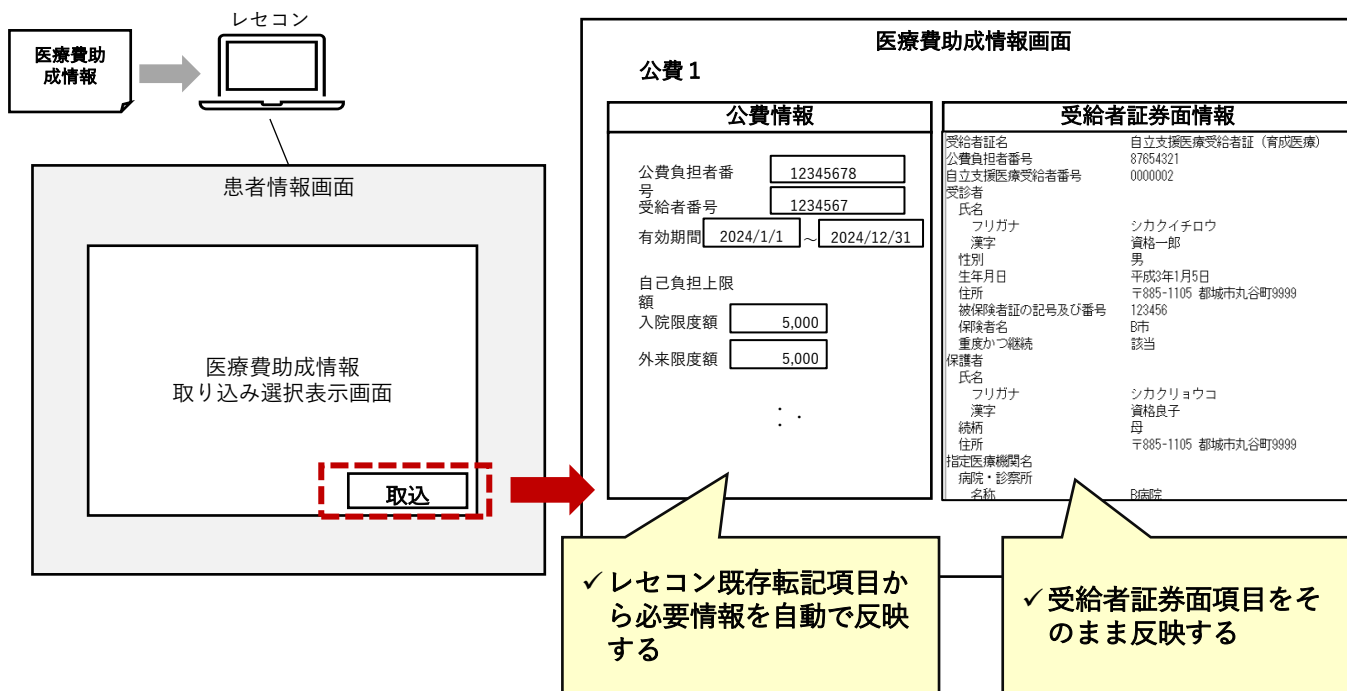
「支給要件の確認方法」の記載により次回更新時の診断書の要否が分かるため、更新タイミングで医事職員から患者に口頭で確認・案内する。





(参考) レセコン反映イメージ

下記は例であり、医療費助成情報を取得しレセコンに反映する仕組みや画面構成等は各ベンダのシステム仕様に従って要件を満たすように改修いただく必要がある。



よくあるご質問

Q.

自己負担上限額などはシステム内のマスタで管理している。
この場合、PMHから連携されたレセコン自動転記項目について、レセコンへの自動取り込みは必須か？

A.

本取り組みは、PMHから医療費助成情報を連携することにより、**医事職員が紙の受給者証からレセコンに手動で情報を転記する手間を省略してレセコン内で負担金計算が実現できることを目的として**います。

PMHから連携される情報をすでにレセコン内でマスタ情報として管理しており、マスタ情報により正しく負担金計算ができるようであれば、**上記の目的が実現できることを前提として自動取り込みを必須とするものではありません。**



意図しない医療費助成情報の上書きを防止するための要件

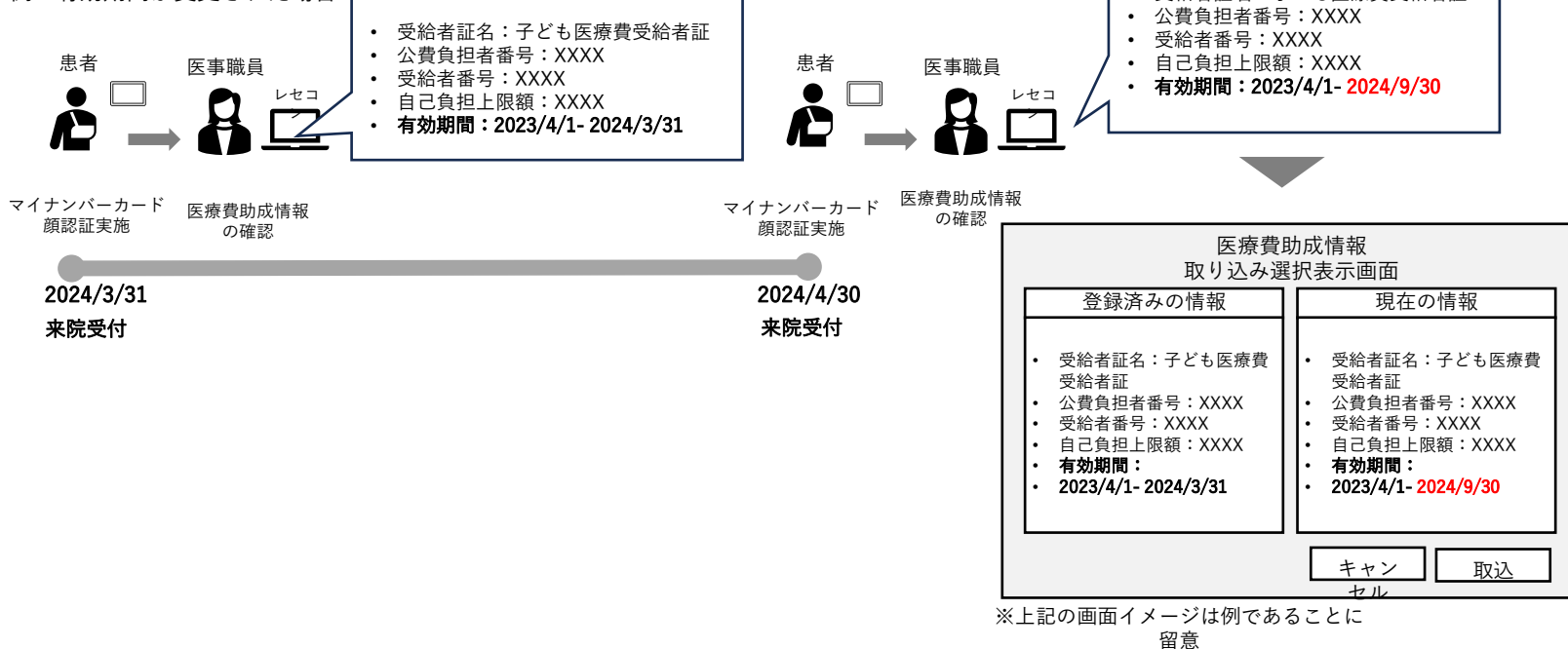
同一の患者に対して登録済みの医療費助成情報と異なる情報が連携された場合、意図しない上書きを防止する仕組みを構築いただく必要がある。

要件

- 同一の患者に対して、異なるまたは変更された医療費助成情報を取得した場合、意図しない情報の上書きを防止する仕組みにすること。

(例：ポップアップ表示により差異箇所を明示し、新規情報として取り込むかどうかユーザーに確認を促す)

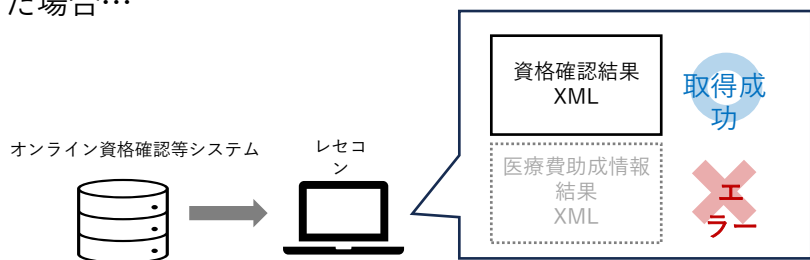
例：有効期間が変更された場合



エラー時の要件

オンライン資格確認は成功したが、医療費助成情報結果XMLの連携のみがエラーとなるケースがある。この場合のエラーハンドリングに関する要件は以下のとおり。

オンライン資格確認自体は成功し資格確認結果XMLが返却された一方、医療費助成情報結果XMLの取得に失敗した場合…



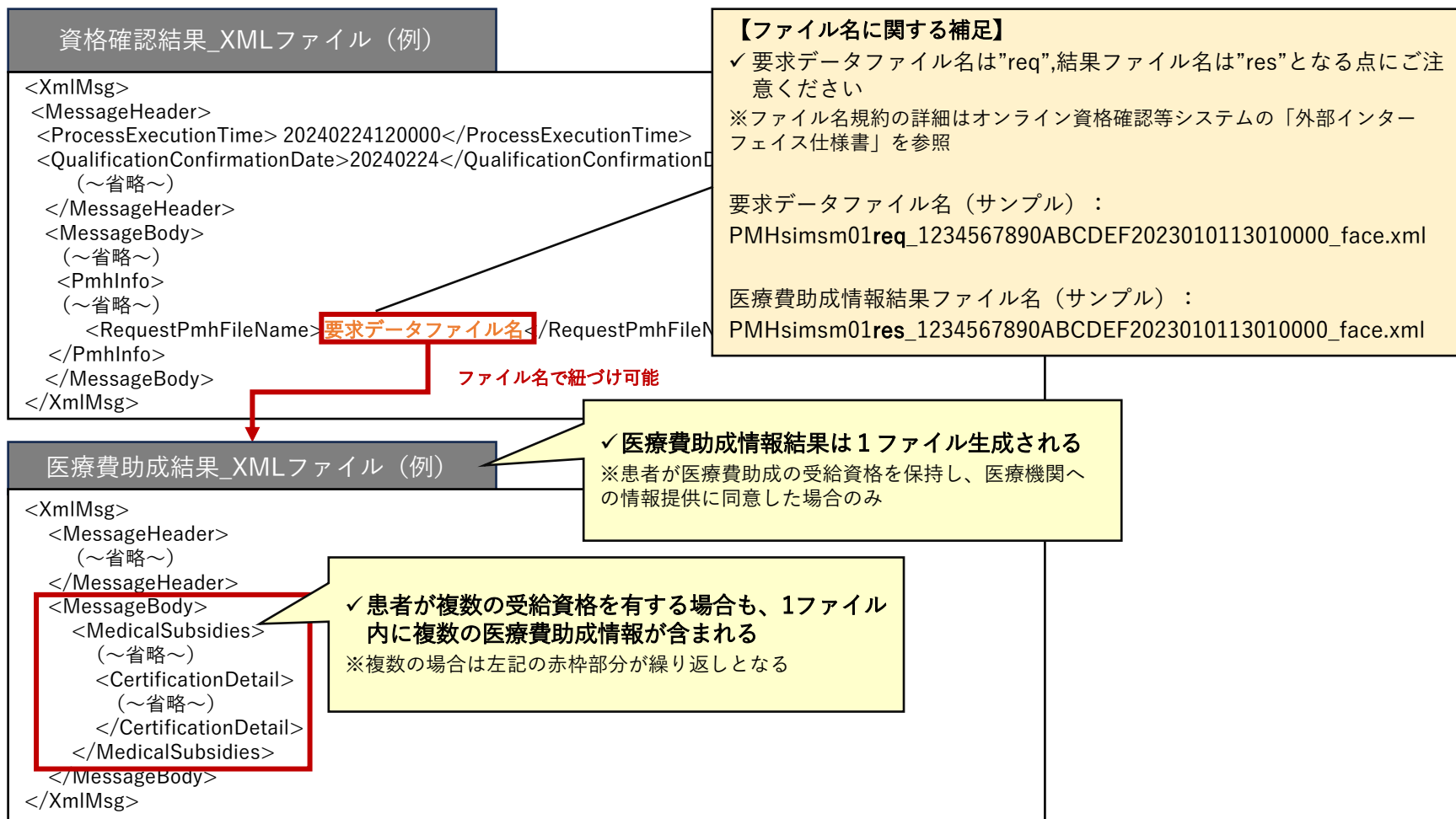
要件

- 資格確認結果XMLの取得に影響しない仕組みとすること
- 医療費助成がエラーで取得できなかったことを医事職員にも示すこと
 - ✓ 対象の患者について医療費助成が存在しないのか、エラーにより取得できなかったのかを区別可能にする必要がある
 - ✓ エラーにより取得できなかった場合、職員から患者に対して受給資格の確認や受給者証（紙）の提示を求める対応が想定される



(参考) 資格確認結果と医療費助成情報結果ファイルの紐付け

資格確認結果のXMLファイル内に含まれる要求データファイル名により資格確認結果と医療費助成情報結果を紐づけることが可能。また、医療費助成情報結果の取得がエラーとなった場合は、エラー理由を記載した「《要求データファイル名》.err」のファイルが出力される。





Contents

- PMH事業の概要
- 医療費助成
 - レセコンベンダ向け仕様
 - スケジュール
 - 別添資料の構成



スケジュール（現時点の想定）

6月				7月				8月				9月				10月		
3-	10-	17-	24-	1-	8-	15-	22-	29-	5-	12-	19-	26-	2-	8-	15-	22-	29-	7-

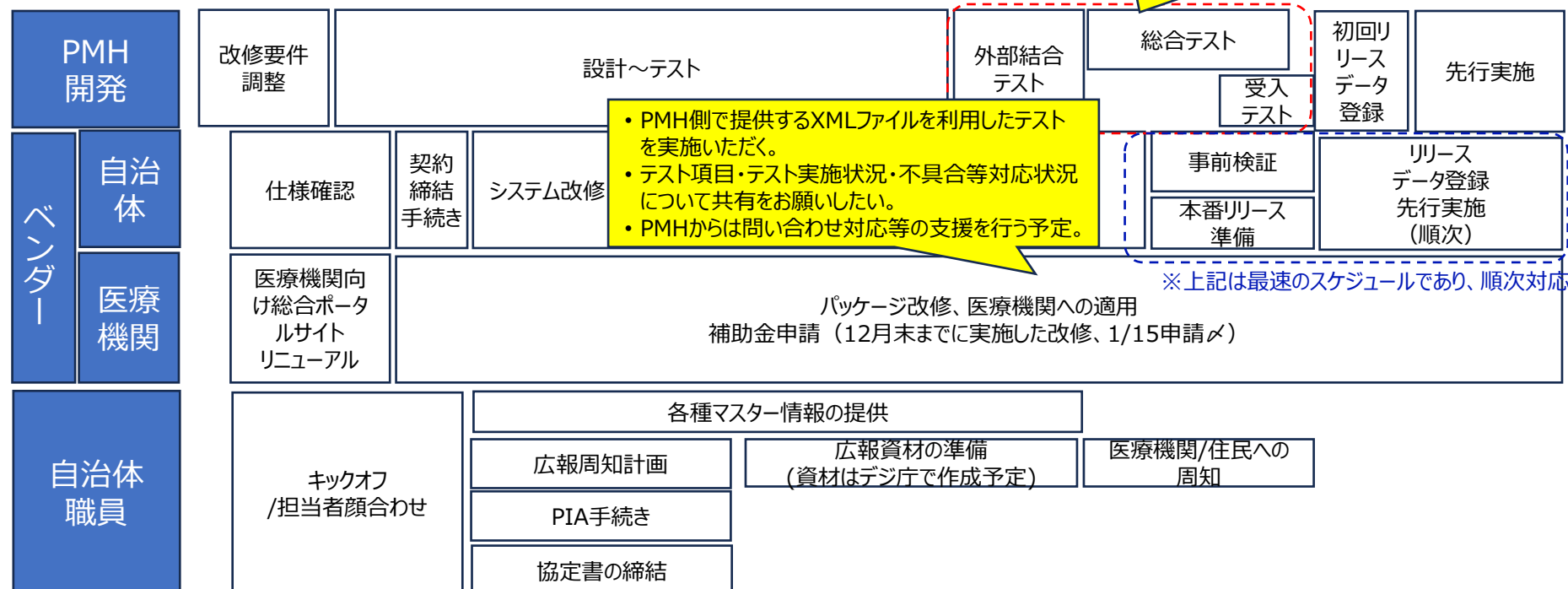
▼自治体システム・レセコン改修概要提示（6/5）

▼自治体システム・レセコン改修内容詳細（v0.5）提示（6/11）

▼自治体システム・レセコン改修内容詳細（v1.0）提示（6/28）

PMHの改修分の検証のため、一部の自治体・ベンダーに協力を依頼する予定

▼サービスイン



※上記は最速のスケジュールであり、順次対応

※1日程感を共有することを目的とした現時点のスケジュール案であり、今後変更する可能性があります。

※2医療機関導入で現地対応の場合はスケジュール調整が必要な場合があります。PMH側の総合テストにご協力頂く自治体に紐づく医療機関のご担当者様は予めご認識ください。



テスト種類と実施内容（医療機関・薬局様・レセコンベンダ様主体）

PMHにて用意したXMLデータをレセコンベンダ様が利用し、医療機関・薬局の業務が想定通り実施できることを医療機関・レセコンベンダ様主体にて検証して頂きます。

	テスト種類	テスト概要	テスト環境	医療機関様・レセコンベンダ様の対応	PMHの対応
医療機関・レセコンベンダ様主体	各種テスト	PMHが定めたXMLレイアウトの仕様通りにアプリケーションが正しく動作すること、並びに医療機関様の業務を想定通り実施できることを検証。 ※テスト工程・内容は医療機関・レセコンベンダ様主体で計画し実行して頂く	医療機関・レセコンベンダ様の環境	✓ 各種テストの計画と実行※1 ✓ 発生した不具合の改修※2	✓ レセコンベンダ向けのXML作成 ✓ FAQの準備と共有 ✓ 問い合わせ対応

※1 PMHが動作品質を担保するパターンのXMLデータを事前に準備します。そのXMLデータを利用して医療機関・薬局様・レセコンベンダ様にて検証して頂くことにより、動作品質を担保することができます。PMHではXMLデータの提供、並びにXMLデータを利用したテスト実施する上での問い合わせ対応を実施します。また、テスト環境は医療機関・薬局様・レセコンベンダ様にて用意した環境を利用して頂きます。

※2 発生した不具合はPMHへ報告頂く必要はございませんが、PMHが提供するXMLデータの内容に不備がある際はPMH側の不具合である可能性もありますので、そのような際はご連絡頂くことになります。



本日の内容

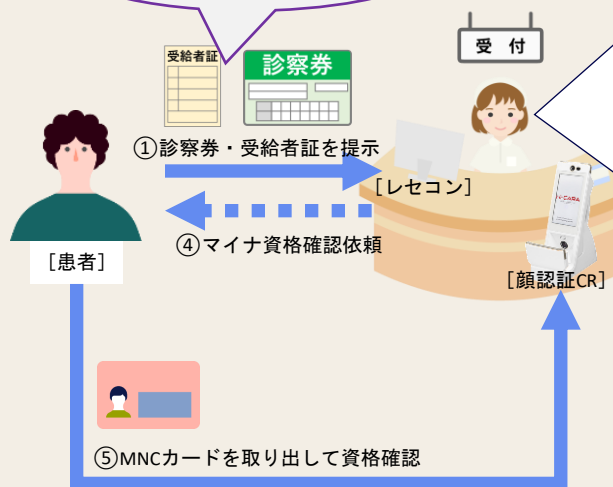
1. デジタル大臣からのメッセージ
2. 補助金の説明
3. 診察券とマイナンバーカードの一体化について
4. 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化について
5. 資格情報変更時の目視確認の適正化について

クリニック等での受付処理のイメージ（再掲）

再来受付機がない場合

現状

顔認証CRの操作をした上に、
受付職員への提示が必要



マイナンバーカードを利用して、
診察券番号は手入力が必要…

【職員業務の例】

② 患者情報検索

患者情報検索	
診察券番号	
保険者番号	

③ 患者情報確認

登録済み患者情報	
保険者番号	12340001
記号	21000011
番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ

⑥ 顔認証CRによる資格確認結果の確認

時刻	患者コード	氏名	性別	受付状況
9:25	3330003	資格 一郎	男	未
9:15	2030001	マイナ 次郎	男	受付済
9:07	1000007	オン資格 花子	女	受付済

⑦ 患者情報の変更確認

患者情報（オンライン資格確認）		登録済み患者情報	
保険者番号	99990001	保険者番号	12340001
記号	99000091	記号	21000001
番号	1 枝番 01	番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ	氏名カナ	シカクイチロウ
氏名	資格 ●郎	氏名	資格 一郎

受給者証の人は
画面の情報と紙の証を
目検で比較

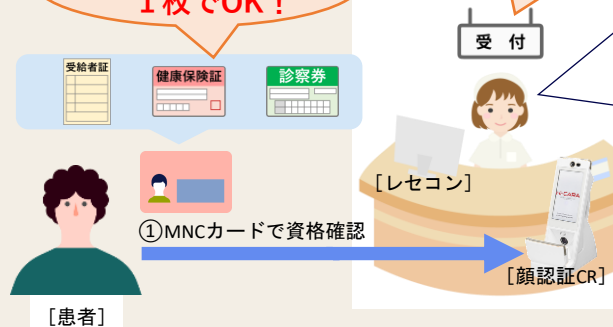
提供される資格情報に前回
から変更がないのに確認ア
ラートが生じている…

受付完了

マイナンバーカード活用

マイナンバーカード
1枚でOK！

診察券や受給者証の
やりとり不要に。



【レセコンを使用した職員のオペレーションの例】

★自動で受付完了（原則、何もしない）

時刻	患者コード	氏名	生年月日	性別	資格の変更
9:25	3330003	資格 一郎	2010/10/16	男	有
9:15	2030001	マイナ ●郎	2001/12/24	男	無
9:07	1000007	オン資格 花子	1995/11/22	女	無

手入力なく、患者の特定と
資格確認・受付登録が可能に！
（自動で受付表示）

※保険者番号記号番号等資格情報に変更がある場合のみ

② 患者情報確認

患者情報（オンライン資格確認）		登録済み患者情報	
保険者番号	99990001	保険者番号	12340001
記号	99000091	記号	21000001
番号	1 枝番 01	番号	1 枝番 01
氏名カナ	シカクイチロウ	氏名カナ	シカクイチロウ
氏名	資格 ●郎	氏名	資格 一郎

資格変更の有無に係る
アラートを適正化して
目視確認機会を減少！

再診時の資格確認において、保険資格には変更がないのに 資格情報の確認を行っていませんか？

例えば・・・

オンライン資格確認の患者情報		登録済み患者情報	
保険者番号	99990009	保険者番号	99990009
記号	99000091	記号	99000091
番号	1	番号	1
枝番	01	枝番	01
氏名カナ	コウレイ キョウコ	氏名カナ	コウレイ キョウコ
氏名	● 鈴 京子	氏名	高 鈴 京子
生年月日	1950/10/16	生年月日	1950/10/16
性別	女	性別	女
住所	千代田区●が関1丁目2番2号	住所	千代田区霞が関1-2-2

カナの大文字小文字が異なる

「●」が含まれている

丁目・番地の表記ゆれ
など

➡ 提供される資格情報に前回から変更がないのに確認アラートが生じている…
(現状、本来、必要ないはずの目視確認の手間が生じている)

資格情報変更時の目視確認の適正化

前回資格確認を実施した時点から、基本5情報(氏名、カナ氏名、住所、生年月日、性別)、保険資格、限度額適用区分、高齢受給者証情報に変更がある場合にのみ確認(チェック)を促せるようするための情報を資格確認結果に追加するための改修(※)を準備中
(R6.12メドで実装予定)

※ 上記の項目をハッシュ化したものを「資格確認キー」としてレセコンに提供することを検討中。
レセコン側で、過去に提供された「資格確認キー」と比較することで、前回からの資格の変更の有無を簡単に判断できるようにする（表記ゆれなどの影響を受けなくする）イメージ。

レセコン側で、上記を踏まえて確認画面の提示を制御する対応を行っていただくことで、本来不要な確認画面の提示機会が適正化され、事務負担が軽減します。

※ 詳細な仕様等については、追って提示させていただきます。
医療機関・薬局の事務負担軽減につながりますので、ご対応をお願いします。

まとめ

マイナンバーカード1枚で受診できる環境整備に向けて 実現したいこと（再掲）

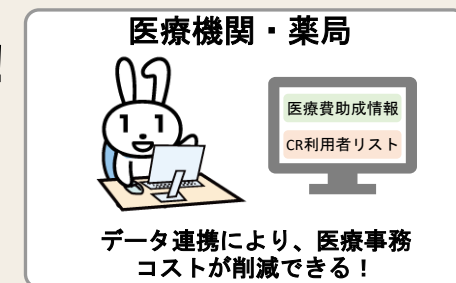
✓ 患者はマイナンバーカードで自動受付！

- ・ 保険証・受給者証・診察券をカード1枚で受付可能
- ・ 再来受付機で資格確認もワンストップで実施



✓ 受付の自動化により医療機関・薬局の事務負担軽減！

- ・ 保険証・受給者証・診察券の手入力がなくなることで負担軽減
- ・ 自動連携を進めることで、目視・手動確認の機会が減少



12月のマイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて
是非、早期のシステム改修、医療機関・薬局への実装をお願いしたい

医療機関・薬局システムベンダの皆様へのメッセージ（再掲）

従来、患者側から紙で提示されてきた
保険証情報、診察券番号、受給者証情報が、
マイナ保険証の仕組みでデータ連携されることにより、
医療機関・薬局の受付は大きく効率化される。

それを具体化するためには、現状は、
患者や医療機関・薬局の職員が操作する、医療機関システムや再来受付機が、
紙の保険証の業務前提から、マイナ保険証の業務前提に変えていく必要。
これにより、患者側・医療機関側の双方の業務が効率化されたものになる。

12月のマイナ保険証を基本とした仕組みへの移行に向けて、
マイナ保険証の利用者は増えていき、ますますこうした効率化は重要。

是非、早期のシステム改修、医療機関・薬局への実装をお願いしたい。



デジタル庁HP・ONSにて情報発信していますので、ご参照ください

[自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）](#) | [デジタル庁 \(digital.go.jp\)](#)

デジタル庁

ホーム

一般の方

行政・事業者の方

|

プレスルーム

Global Site

検索

メニュー

[ホーム](#) > [政策](#) > [健康・医療・介護](#) > 自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）

デジタル庁では、関係省庁と連携し、医療費助成、予防接種、母子保健等領域におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組を推進しています。

医療機関・薬局、医療機関・薬局システムベンダー向けの情報

PMH（医療費助成）に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

- [説明資料 医療費助成の受給者証のマイナンバーカード利用の推進について（PDF／2,168KB）](#)
- [XML仕様書（Excel／388KB）](#)

診察券関係も
追加していきます！

医療機関・薬局、医療機関・薬局システムベンダー向けの補助金制度について

PMH（医療費助成）に接続するために必要となるシステム改修費について補助金制度があります。詳細は以下のリーフレットと補助金の申請ページをご確認ください。（マイナンバーカードと診察券の一体化のためのシステム改修についても対象となります。）

- リーフレット
[PHM（医療費助成）・マイナ診察券に係る補助金リーフレット（PDF／1,344KB）](#)（2024年7月19日更新）
- 補助金の申請ページ
[オンライン資格確認・オンライン請求トップページ（医療機関等向け総合ポータルサイト）](#) 

デジタル庁

Digital Agency